

江戸中後期における〈障害児〉・〈奇形児〉の捨て 子や子殺しに対する認識

クウィーラ, ダーヴィト= ドミニク
九州大学

<https://doi.org/10.15017/4377790>

出版情報：障害史研究. 2, pp.15-39, 2021-03-25. Faculty of Social and Cultural Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

江戸中後期における〈障害児〉・〈奇形児〉の 捨て子や子殺しに対する認識

A Study on the Perceptions of and Attitudes towards the Customs of
Abandoning (*sutego*) or even Putting to Death Children (*kogoroshi*)
with Some Form of Permanent 'Disability'
and/or Severe Physical 'Abnormality'
during Mid- and Late-Edo-Period Japan

クウィーラ, ダーヴィト = ドミニク
David Dominik CHWILA M.A.

(九州大学)
(Kyushu University)

要 旨

本稿は、社会思想史の視座に立ち、子どもを例に上げて、〈障害者〉をめぐる見識や見解の歴史的多様性に関してより深く、多面的な理解の実現に寄与すべき試論である。

前近代の日本社会において「不具」や「片輪」、もしくは「異形」、「奇形」などと称されていた、身体の構造不全や形態異常、あるいは身心的機能上の不足や欠如のある子どもたち、〈障害児〉や〈奇形児〉の宿命については、既に研究がなされてきているが、親による遺棄、社会的排除を中心として、ネガティブな側面のみに着目したものが主流となっている。特に「異児」の遺棄に対しては、明治時代を迎えるまで〈罪意識〉や〈罪悪感〉は殆んどなかったという見方が現在も通説となっている。

日本国内においても進んできた *Dis/ability History* 研究という新分野の開拓に伴い、近年より、前近代における〈障害〉という現象の捉え方についてのイメージを問い直す必要性を指摘する声が徐々に上がってきてはいるが、近現代と比較すると、前近代についてはまだ解明し難い論点が多く残されている。

江戸時代に関しては、従来の日本近世史研究では、人口史や社会経済史、庶民生活史、児童史研究等により、〈捨て子〉や〈子殺し〉といった社会的事象は、これまでも多く論考されてきたテーマであり、〈障害児〉や〈奇形児〉を含めて研究が少なくない。それらの研究は捨て子や子殺しの原因や理由についてまでは言及されているが、そういった行為が〈障害児〉らに対してなされた場合、どのようにみなされ、認識されていたのかについては、未だ解析されていないままである。当時の一部の知識人（主に国学者、儒医として活躍した儒学者、さらに僧侶等）が書き残した史料の中に、特に江戸中・後期に渡り、遺棄を勧めた声の他に、養育の義務を重要視とした理論的見地が見出せ、その両方を本論の主たる分析対象としたい。

ABSTRACT

Examining the history of social thought, through this paper I would like to contribute to a more differentiated and nuanced understanding of the wide variety of views and opinions about people with 'disability' that have been present throughout history, focusing on examples of perceptions and attitudes especially towards children.

Regarding the Pre-modern periods of Japanese history, looking for parental as well as social reactions to children with any long-term condition of impairment or visible physical deformity, previous research put too much emphasis on the aspects of either the abandonment of these children by their parents, or, on the other hand, their

social exclusion and marginalization, and, by doing so, these studies highlighted only the negative sides of the people's perception of and treatment towards these children.

As for Japan's Early-modern period, although the customs of abandoning (*sutego*) or putting to death children (*kogoroshi*) have become well-researched topics, and some studies also refer to for what reasons, and under what circumstances parents came to decide not to raise, but to get rid of children especially with 'disability' or 'deformity', there, to this point, has not been any study on how these practices were perceived, interpreted and responded to on an ideological and discursive level when targeting specifically this certain group of children.

Having a closer look on scriptures and other historical sources written by scholars of 'National-Learning' (*kokugaku*), Confucian scholars and philosophers (especially those who worked as medical doctors), and such by Buddhist priests, one can discover that, while some pledged for abandoning or killing such children, during the mid- and late-Edo-period, there further has been a great variety of voices in favor for these children, assigning to parents a duty to raise and care for their children even in the case they may be 'disabled' or 'disfigured'.

はじめに

ある社会において、如何なる思想的背景のもとで、どのような理由や根拠をもって、〈障害児〉や〈奇形児〉として生まれてきた赤児の子殺しが当たり前と思われるほど、〈障害者〉は居ない方がよいというような考え方が優勢となり、親がなぜ〈障害児〉や〈奇形児〉を遺棄したり殺したりするのかという問題について、既に横田弘氏によって研究がなされている。横田氏によれば、その要因としては、社会から期待される役割を担える見込みが薄いことや、〈健常者〉たちの抱える社会的に生きる価値の有る存在としての規範にはかなわないという説など、様々な論点を考慮しなければならないが、親もまた子どもに対して自らの期待を持つという側面もある。そうした立場から考察してみると、「障害児が生まれたということ」、「障害児を産んだということは」、その「子の可能性の中に見出そうと [した] [中略] 期待がもの見事に崩壊していくのを見詰めなければならない」ということを意味し、「これは多くの親にとって耐えられないこと」になると横田氏は推測している⁽¹⁾。さらに、「そうした期待できないもの、つまり〈異物〉・〈異形〉のものを産んだ事への言いようのない恐れと恥ずかしさなのである」といった点も指摘している⁽²⁾。そういった〈恐れ〉や〈恥ずかしさ〉については、岡原正幸氏は「障害を持つ子を産んでしまったという罪責感」としている⁽³⁾。親の

目から見れば、〈通常〉・〈健常〉な自身が、自らと同様な〈健常〉・〈健全〉な子を産めなかったという〈自責の念〉に駆られてしまう状況に陥ることとなり、その〈罪責感〉から「運命共同体」としての親子関係が壊れて、「抜き差しならぬ関係」になってしまう⁽⁴⁾。

以上のように、横田氏は現代思想の観点から、岡原氏は現代の障害制度の観点から、それぞれ親の子に対する期待の崩壊やそれを〈恥〉とする罪悪感を示唆する。

しかし、このような示唆のみでは充分ではなく、それは普遍的な意識というよりも、むしろ歴史的に形成されてきたという観点も必要であろう。本稿ではそのような立場から、日本の近世社会において、このような〈障害児〉を持った親は、恐れや恥、責任感を本当に持っていたのか、またそれが、一般の捨て子・子殺しとは違う、〈障害児〉の捨て子・子殺しの背景となるのかを考えたい。

そこでまず、研究史をトレースして本論文の視座、目的を設定し、具体的な史料に基づき検証を試みたい。

一、先行研究と本論の視座

A) 研究史整理の立場

これまでの研究史を概観してみると、山本正志氏が指摘した通り、前近代の日本の障害者の歴史が主に「間引き・遺棄、放浪・乞食の歴史」として述べている点は問題視しなければならず、そうした見方

だけでは、「障害がある人全ての歴史が解明されるとは思えない」とされている⁽⁵⁾。

もう少し細かく見てみると、近世日本における〈障害児〉や〈奇形児〉の扶養・育児の問題に関する研究史を振り返ると、江戸時代には、大きく三つの実状があったと考えられる。

一つ目は、〈当道座・瞽女座〉、もしくは〈見世物小屋〉に代表される芸能や娯楽の手段としての生き方である。盲目の子であった場合、盲人音楽家あるいは按摩・針灸盲医を業とできる教育を受け、また、〈異形〉や〈奇形〉の子であったならば、その一部は親に〈見世物小屋〉に身売りされ、比較的安定した扶養や生計を得ることで、成長してからもある程度自活ができ、肩身の狭い地位ながらも独自の地位を築いて、放浪や路上の生活を送っていた。

次に、家庭が貧困の状態に陥るという恐れから、〈家〉の生存力を確保し、その崩壊を防ぐ方法として、あるいは、〈家〉に何らかの災いをもたらす恐怖心から、〈家〉の災いを取り除くために、血縁共同体から追放され、その多くが捨て子や子殺しの運命を辿ったというものである。その背景として、〈障害児〉・〈奇形児〉たちは「自存不能」な存在と見下され、その養育が特に経営基盤や生産・資金力の弱い〈家〉にとって大きな負担を意味した。また、子の「片輪」や「不具」といった状態を「タブーの侵犯」、もしくは「神罰」・「仏罰」、親を初めその先祖が前世や過去世で造った「悪業・罪業」が起因した結果、犯した「悪行」や「罪」の「報い」として現世の身体に受け継がれてきた「業罰」(・「殃罰」)、あるいは「霊障」といった怨霊によってもたらされたものとする民間信仰に基づく概念から、そういった子が生まれた〈家〉には災いが起こると恐れられていたことが考えられる。

最後に、上記の社会的排除の説の他に、多くの〈障害児〉らの実状は家族・親族、村落などの共同体の中にあつたと推測され、身内や近隣者の扶養に入られたままの生活を送っていたという側面である。

近年、前近代の〈障害者〉を社会史や生活史、思想史の視座に立って分析した専論が現在に至っても不十分であると批評されてきている⁽⁶⁾。特に社会的排除の説に反対し、少数の研究者が、庶民の実生活

を表す各種の史料の基で、近世の日本社会では、追放や遺棄をされた〈障害者〉らは、それらの全体の一部に過ぎなかったと推測することができ、庶民の生活圏において、「片輪」や「不具」、「廢疾」などと呼ばれていた者たちの多くが、共同体の相互扶助に吸収されたり、〈健常者〉と共に生活したりしていた様子も見受けられ⁽⁷⁾、そういった記述を糸口に、もう一つの現実があっただろうとし、〈見世物〉の興行も主に都市社会に関わっていた現象とされ、そういった場合があつたとしても、〈障害者〉らは必ずしも生まれながらに所属する身分集団から排除されたわけではなく、〈障害児〉・〈奇形児〉の捨て子や子殺しのいずれも副次的な事象であつたと考えられると主張し、今後の研究において、町や村で暮らしていた「一般の障害者ら」の生活実態に焦点を当てることで、「共に生きる」という側面に焦点を当てる必要があると指摘している⁽⁸⁾。

つまり、当時、〈障害児〉らに対して捨て子や子殺しが頻繁に行われていたか否かという問題について論争が続いており、本論のみでは解明できない論点である。今回は、それらの行為の普及やどの程度庶民の間で行われていたのかという問題についてではなく、〈障害児〉・〈奇形児〉の捨て子や子殺しといった事例を中心に、史料に見られる限り、近世の人びとのそれらの行為に対する意識を探っていきたいと思う。以下、関連の先行研究を紹介したい。

B) 〈障害児〉排除をめぐる研究史

ア) 「民俗」としての合理性

新村拓氏が唱える「障害児排除の論」という説⁽⁹⁾は、大変有力視されるようになってきており、広く通説となっている。新村氏によれば、前近代にみられる〈障害児〉らの捨て子は、「障害児を抱え込むことのマイナス、共倒れを回避するためのやむをえない措置」としてみなすことができるが、「親としては障害の第一原因が自分にあるのではないかという罪障感があり、なんの責任もない児を遺棄や流棄させることに対してためらう気持ちもあつた」と推考している⁽¹⁰⁾。

日本において身体の構造不全や形態異常があつて生まれてきた嬰兒を捨てる行為が、民衆の間で「民

俗」としていつの頃から存在したのかということを立てようと試みた井上正一氏は、親が生まれたばかりの赤児を捨て子にする動機については、「親の持つ災厄が子に及ばないように捨児するもの」と、「身体的欠陥を持って生まれたために、成長するのがおぼつかないと判断したものを捨児する場合」といった二つの要因に大別することができると指摘している⁽¹¹⁾。また、〈家〉に〈障害児〉や〈奇形児〉が生まれた場合、その子が生き長らえるか否かという心配の他に、「不具の子はその成長過程において、親に最大の負担をかけ」、「公課を免ぜられ、多少の賑恤を受けることがあったとしても、その生活は困難であり、家族・血縁に多く負担をかけること」と、健全な子よりも長年にわたり養育に掛かる多大な手間、それとともに扶養に係る余分な財政上の負担が原因で、親をはじめ、その〈家〉の内外の血縁関係に在る者等にとって、日常生活の場面において精神的にも家計的にもさらなる不安定を招いたり、異常なほど面倒を引き起こしたりする存在として扱われてきたことが、日本の前近代を通じて普遍的な要因として推定できるとしている⁽¹²⁾。

また、荻野美穂氏は、江戸時代には、生児の内、如何なる子どもが親から忌避されるようになり、捨てたり殺したりされてきたのかという問題について、様々な文献史料上では、多胎児、親の厄年の子や丙午生まれの子、あるいは生まれたのが女の子であったという理由の他に、主要なグループとして「障害児」が確認できるとし、〈障害〉を持って生まれたということ「間引き、あるいは捨て子の動機」の一つとして指摘している⁽¹³⁾。その理由として福島秋穂氏は、現代に比べて不慮の災害や疫病等が多く、医療技術の発達水準が低かった時代において、「五体満足な健康児すら死に、成人に達することが少なかったため、人々は其の事実を経験的に知り、未熟児或は不具児を扶養せず、放棄するようなことも当然あっただろう」と、前近代での親による〈障害〉のある生児の放棄に合理性を持たせようとしている⁽¹⁴⁾。沢山美果子氏によれば、江戸時代においては、「五歳までの幼児の死亡率は20～25パーセント」で、「成人まで生き延びる子どもは半数ほど」であった⁽¹⁵⁾。これからは、〈障害児〉や〈健常児〉を問わず、江戸時代

は子どもの死亡率の高い時代であったといえ、そのため、庶民の間では、生まれながらに明らかに〈不健常〉・〈不健全〉に現れる子どもの育児を試みるのが、こうした実態の理解に立って一般的に無駄な努力として認識され、その子の養育を放棄することが合理的な行為としてみなされていたと推測できる。

イ) 〈恥〉という概念

近世の日本社会において、親が自分の子どもを捨て子にした要因について、「子供の養育の負担に堪へないといふ理由」の他に、「親が世間体を恥ぢる」といった事例も認められる⁽¹⁶⁾。生瀬克己氏が指摘した通り、〈障害児〉・〈奇形児〉の捨て子とは、〈家の貧しさ〉や〈扶養と育児にまつわる負担感〉という理由が、親個人の動機に重要な影響を与える要素であったことは間違いがないが、単なる「一段論」⁽¹⁷⁾のみを論拠として理解できる事象ではない。生瀬氏によれば、「庶民にとって、単に貧しさという以上に」、そういった子どもに対する「〈恥〉、〈恐れ〉」に関わる問題も大きな動機となったと思われる⁽¹⁸⁾。それと同様に、徳田彦安氏は、江戸時代には、その前提として、「親が子に対する養育義務を社会的に要求さるゝものは実に僅少であった」⁽¹⁹⁾とし、親が嬰兒、あるいは幼児や児童を遺棄した行為の動機において、日本の近世社会で共通して求められていた「道徳観」も重要であったという見地に立ち、経済的事由のみならず、「責任心」または「恥辱」をも、同等にその決定的な要因として捉える必要を指摘した⁽²⁰⁾。不義密通の結果として生まれた子どもを例に挙げて、徳田氏によれば、当時の意識では「不道徳なものとして」生まれてきた子どもが「社会意思により不当なもの、正しからざるもの」とみなされていたため、その「親は世間に対して申し訳ないといふ責任心、或は世間に対する恥辱の念等よりその子供を放棄することになり、親が抱える貧困の有無や家計面によって生じうる養育の困難さに拘わらず、「他の社会の成員が親に及ぼす道徳上の非難、蔑視及び之に伴ふ不利を免るゝが為」の行為であったと思われる⁽²¹⁾。徳田氏にとって、「この恥辱の念といふものは、自己が他の者より劣っている、或は社会の他の成員より心よく見られないといふことを意識し」、「恥辱」に

基づいた子どもの遺棄とは、「例え利己的に行はるゝとも、それが社会的非難を避けんとする点に於て社会的意義を有するのである」⁽²²⁾。

徳田氏は、近世社会に関しては、なぜ「奇形・異形」、「片輪」や「不具」などといった子どもが親に遺棄されるようになったのかについて、その主たる要因として、一つ目に、親が「満足な」子どもを生まなかつたという〈親の社会に対する恥辱の念〉、二つ目に、養育を試みる場合、もし成長するのであれば、その子が社会の他の成員から擯斥蔑視され、社会生活のあらゆる方面において不利扱いや差別処遇を被ることにならないようという〈子供に対する同情の念〉、三つ目に、子どもの〈生存することによって将来、親が蒙る迷惑から免れんとする念〉、四つ目に、民間信仰に基づき、その子が〈家〉に悪意・害意を持つか否かわからない眼に見えない霊と関係している存在であることへの〈恐怖の念〉という四つのタイプが識別できるとしており⁽²³⁾、史料に明記されている限り、それぞれの動機は、截然に区別できるわけではなく、互いに深い相関関係にあり、交叉する場合が非常に多い⁽²⁴⁾と指摘している。

ウ) 人倫施策

他方で、権力者や一部の知識人により「捨て子」並びに「間引き」や「子返し」などの行為が道徳的・倫理的な観点から問題視されるようになったことを背景に、徳川綱吉の統治下、天領において、捨て子をも対象とした「生類憐み令」を初め、「捨子養育」（ともに貞享4（1687）年）、「捨子禁令」や「棄児禁止の布令」（ともに元禄3（1690）年）、「間引き禁止令」（明和4（1767）年）、「捨子救済」（寛政7（1793）年）など、その後、長きに渡り、同様の禁止令が度々発布された。その罰則も「遠島」、「斬罪」や「磔刑」の重罰にまで次々に強化されてきた。佐藤満洋氏が示したように、幕府の〈生類憐みの政策〉を確立するための法令は、全国各地の様々な藩においても採択されるようになり⁽²⁵⁾、福岡藩と会津藩では、産児の養育が困難な貧窮の親の救助、極貧の家庭に生まれた子どもの救済が図られた独自の〈産子養育制度〉の確立にまで至った⁽²⁶⁾。それらの法令の主旨は、生児や小児の遺棄や命を奪う事の禁止を柱とし、〈弱者

救済〉の理念に結び付いており、民間の〈慈悲・憐みの心〉の教化を目的とした幕府や諸藩による人倫的施策の一部であったと考えられる。それぞれの内容を見てみると、江戸中期の頃からは、支配者が禁止令を出したほど、捨て子や子殺しが社会問題化してきたという経緯が明らかとなっているが、それに係る命令書自体には、「小児養育難成程之困窮者」などとだけ記載があり、どんな理由があつて当事の子どもたちが捨てたり殺したりされたのか、「片輪」や「不具」などの状態のためでもあつたか否かについて、それ以上の明確な記載がなされていない。

エ) 民間信仰による人びとの意識

権力者や一部の知識人の間では「不徳の悪習」とみなされ、「罪悪視されていた」ものの、近世社会の実生活の場面において、幕府や領主の禁令に拘わらず、庶民は「罪悪感もなく」それらの禁制の触れをあからさまに無視し、処罰もまた、「黙認がなされ」、嚴重なほど実際に適用されたことは殆んどなかつた⁽²⁷⁾。その理由について、捨て子をめぐる「葛藤や罪悪感」は、ある程度近世にまで遡れるのではあるが、それに対する罪意識が庶民の間で広く共有されるようになったのは、近代初頭以降のものとされている⁽²⁸⁾。大喜直彦氏が指摘するように、中世の頃より、身体に〈障害〉がある子ども、身体が〈常人〉と異なる状態・〈奇形〉の子ども、「異児」が捨て子の対象となった主因は、民間信仰の視座から、「異児」が生まれたこととは「悪いことの起こる前兆」⁽²⁹⁾、「異児」自体は「災い起こす、何か得体の知れない者」⁽³⁰⁾、不思議な力を有する「生まれもって人ならぬ存在」⁽³¹⁾とみなされていたため、そういったような捨て子を、「異児の力を避けるため」⁽³²⁾の行為としても解釈することができる。大喜氏によれば、当時、子どもが捨てられた場所として、主に「境界の場」や「〈無縁〉の場」が選ばれ⁽³³⁾、その理由は、人びとにとって捨て子とは、「現世との縁を切る行為」⁽³⁴⁾であつて、「捨てた子が死んで他界に帰る」⁽³⁵⁾ことが可能である場所となる点が重視されていたためであつた。捨てられた場所は、ほぼすべて現世（・「生」）と他界（・「死」）の境界にあると信じられた場所であり、人びとに特別な意味を持っていたという特徴

が認められることから、「単なる嬰兒殺しと見るべきではない」⁽³⁶⁾と大喜氏が主張している。それと同じく、小田葵氏も、親が子どもを境界に捨てたことは、「親子の縁を絶つ、現世との縁を切るため」の行為とし、「死んだのち生まれ変われる、別れても新たな出会いがあるように（誰かに拾ってもらえるように）という願いが込められていた」、さらに「聖なる仏像と同じ境界に捨てられたのは、神仏と並んで神聖視されていたからといえる」としていることから⁽³⁷⁾、捨て子は、根本的に悪質な行為とはみなされていなかったと推測できる。小田氏によると、中世の庶民社会において、「一般的に障害の子どもは捨てられ」、それは社会的に広く許容されていた行為⁽³⁸⁾であった、「プラスイメージで捉え[ていた]」からであった⁽³⁹⁾。そのような考え方は、当方が史料を見た限りでは、江戸時代になってからも存続していったに違いない。

オ) 〈障害児〉との共存

生瀬克己氏は江戸時代の〈障害者〉観について、大きく分けて「あわれ」と「あなどり」の二つの側面がみられるとし、〈障害児〉が「ときには捨子にされたり、見殺しにされたりすることさえあった」一方、「民衆のなかには、障害者にたいする友愛や共感も存在した」こと、史料から一例を挙げて、五体満足ではない子が生まれた親に対して、その生児を殺さないよう、育てみることを求める声もあったと指摘した⁽⁴⁰⁾。教育史研究者らの森山茂樹氏と中江和恵氏によれば、全人口の大部分を占めていた村落の住民たち、つまり、百姓身分の人びとの間では、江戸時代になってからは〈障害児〉の扱われ方に大きな変化が認められるとし、特に〈奇形児〉に対して捨て子や見世物小屋への身売りがあったとしても、「比較的安定した近世の農村社会で、自分の土地を持った農民たちは、家族の中に障害を持った子どもがいる場合でも、「親がかり」「伯父がかり」というかたちで、一生のめんどうを見るようになる」事例も見受けられる⁽⁴¹⁾とのことである。

また、江戸中・後期の間に全国各地に広く設けられるようになった寺子屋に通った子どもの内、明和の頃から幕末の期間に関しては、〈障害〉のある子ど

も（主に手足の不自由、または聴覚や言語の障害の者）も在籍したことを実証する記録が少なからず確認でき、〈健常〉の子どもと一緒に学ぶことができたということも事実であったようである⁽⁴²⁾。しかし、そういった子どもたちは生まれながらに〈障害〉があったか否かは分からず、山本氏が述べているように、「中途障害」、感染症の後遺症によって引き起こされた場合も多かった前近代において、すぐに目に付く生来性の身体障害に対して親側には、間引きに至るまでその子を放棄する傾向が強かったと思われる⁽⁴³⁾。

カ) 本論の視座

上記から明らかな通り、日本の前近代史料にみえる〈障害児〉や〈奇形児〉を対象とした従来の歴史研究において、〈異児〉などとみなされた子どもに対する捨て子の主たる要因、「片輪」や「不具」のため我が子を遺棄した親の側における理由、決定的となったと思われる動機の側面について、九十年ほど前から基礎研究が行われてきた。しかし、それに対して、主に江戸中・後期に見られる、特に〈障害児〉らの捨て子や子殺しにまつわる当時の問題意識の在り方、それらの行為への道徳的・倫理的な立場からの認識や判断そのものが現時点に至っても、独自の対象として取り上げられてきたことはない。十分な情報が得られ難いほど、実録的史料が不足しているため、〈障害児〉・〈奇形児〉の捨て子や子殺しの実状の析出は極めて困難であり、未だ断片的にしか解明できない状況にとどまっている。しかし、一部の〈宗教的〉かつ〈社会哲学的史料〉、〈民間教化関連の史料〉、もしくは〈民間の医療文化・養生思想等関連の史料〉からは、それらの行為に対する認識について知ることができる。本論で用いる史料は、主として国学者、儒学者や僧侶が執筆したものであるので、いうまでもなく、江戸期社会の一部の知識人の観察や見解のみを反映したものに過ぎない。しかしながら、これまでの近世日本に関する障害史研究を調べた限りでは、その大半が先行の研究においてまだ注目されてこなかった。

以上の検討から本論文では、江戸時代において、いかなる考え方に基づいてどの程度〈障害児〉らの

遺棄が罪悪視され、もしくは正当と思われる行為として捉えられてきたのか、〈不具〉や〈片輪〉の子どもに関しては、どのようなそれらの生命にかかわる価値観が読み取られるのか、罪意識や罪悪感の問題はどのように扱われ、いかに論じられてきたのか、または、親が〈障害児〉を産んだ責任の問題、親の養育義務にかかわる諸問題の捉え方を主要論点にして、思想史の視点より探究していき、史料に現れる限りそれらの問題の解明を目指す。

このような検証を行うことで、はじめにで紹介した横田氏や岡原氏による、現代の〈障害者〉を持つ親の子どもへの期待崩壊感や罪悪観が歴史的に形成されたきたものであり、前近代（本稿では特に江戸中・後期が画期とみる）からの繋がりの中で、〈障害〉認識を捉えることの重要性を考えたい。

キ) 対象史料

対象史料について、近世史料を見た限りでは、江戸初期に関しては、重度の身体的〈障害〉や〈奇形〉を理由に親に捨てられた子どもに関する記録、見世物にされた事例⁽⁴⁴⁾や〈奇形児〉の遺体が発見された事件⁽⁴⁵⁾などの記載内容が見受けられるが、その大部分は筆者が見聞きした出来事の単なる叙述に過ぎず、筆者個人の感想や見解、問題意識を反映したものとはなっていない。他の社会現象と比べて関連の記述が少なくとも、国学者や儒学者、僧侶などによる著作の中に見出されるように、〈障害児〉らに対する捨て子や子殺しが道徳的、倫理的考察の対象として問題視されてきたのは江戸中期に入ってからのものであると認められる。このように、史料的制約が理由ではあるものの、儒者・僧侶によるかかる問題への発言が、近世中・後期に見られるようになるのは、〈障害児〉の遺棄が社会的に注目されるようになった時期なのではないのかという見通しにたち、本論では、江戸中・後期を主たる対象時期とした。

二、〈障害児〉遺棄認識の諸相

A) 〈障害児〉らの遺棄にまつわる認識の二つの側面

先行研究では頻繁に引用されている記録ではあるが、紀州藩士の神谷養勇軒（カミヤ ヨウユウケン、

1638年～1717年）が収録した民間伝承集『新著聞集（しんちよもんじゅう）』（収録時期は不明であるが、寛延2（1749）年に版本として刊行された）の「第十 奇怪篇」において、延宝8（1680）年に百姓の家には、先天的に身体の形態異常、〈奇形〉を持った双子が生まれたという出来事について記述が書き残されている。

【史料 I.】

異形（いぎやう）⁽⁴⁶⁾ の二子（ふたご）を同産（どうさん）す
「奥州（おふしう）南部（なんぶ）盛岡（もりをか）の妙泉寺（みやうせんじ）の門前（もんぜん）の百姓（ひやくせう）の妻（さい）、延宝（えんほう）八年の夏（なつ）の頃（ころ）、二子（ふたご）を産（う）む、壱人は片手（かたて）長（なが）く、足（あし）かゞまり、身に毛（け）生（は）へてさながら猿猴（えんこう）のごとし、壱人は目（め）鼻（はな）なくして手七ツ足（あし）四、十三本ありし、かゝる異様（ことさま）なるものは恥（はぢ）をさらせば、跡（あと）の為（ため）よきとて捨（すて）やりしを、或人（あるひと）養（やしな）ひ見（み）んとて乳（ち）を飲（のま）せけるに、五六日経（へ）て二人共に死（し）けり」⁽⁴⁷⁾

上記の内容からは、〈障害児〉や〈奇形児〉の出産は、〈家〉自体、もしくは産んだ女性のどちらとは明確に記されてはいないものの、「恥」であることを意味し、その上、そういった子どもの養育は〈家〉の「跡」を脅かす危機として認識されていたこと、つまり〈家筋〉の問題を含む〈家〉の生業及び家名や家族・家人の社会的地位などに悪影響を及ぼす恐れとなることが、「異様なる」産児を捨て子にする行為の主要な動機として挙げられている。「恥」と「跡」という文言は曖昧な表現としてしか用いられていないものの、〈家〉に〈障害児〉・〈奇形児〉が生まれたことは、個人的だけでなく、社会的にも〈家〉に困難や不利をもたらすものとして問題視されていたことや、家庭の生存力の確保を第一義とし、そういった子どもの生命価値を経済的な立場から評価する傾向も読み取れるだろう。また、「猿猴のごとし」と例えられたことで、上記の双子の一児が非人間化した存在として描かれており、その箇所は単なる外見上の

特徴についてだけでなく、「異形・異様」の身体で生まれてきた子どもの〈異常性〉や〈非人性〉を強調するための機能としての側面もあると考えられる。本論の後半で紹介する他の史料からみられるように、そのような、あらゆる状態の〈障害〉や〈奇形〉などの形態異常を有する人びとに対する人外視、特に動物や化け物と同様な存在とみなす習慣は、近世社会の中で広く浸透していたことが推測でき、差別的な意味合いが含まれた劣等性を示唆するものでもあったことがうかがえる。しかし、上記の記述には、このような子どもに授乳し養育する義務感も示されている。

この事例に顕著に表れているように、近世の日本社会における〈障害児〉や〈奇形児〉に対する認識には、二つの対立的な側面が認められ、一方では捨て子にして遺棄した方が良いという考え方があり、他方では是非ともその命を救おうとする立場がみえてくる。このことから、彼らの扶養の問題に関しては、排除と救済の両方の見解が併存していた可能性が認められる。

B) 親の貧困と〈家〉の「恥」

〈障害児〉・〈奇形児〉に対する子殺しに関しては、江戸後期に通商を求めて来日し、1811年から1813年にかけて、松前藩に抑留され、捕虜生活を送っていたロシア使節のゴロヴニン艦長が日本の様子や日本人の風俗などを記した『日本幽囚記(にほんゆうしゅうき)』(1816年に初版刊行)に、

【史料 II.】

「貧乏な親たちは、自分の子が身体薄弱とか奇形の兆候があると、赤ん坊のうちによく殺すので、ある法律にはそうした殺人を厳禁しているが、政府は大して人間を必要としないので余り捜査に身を入れない」⁽⁴⁸⁾

と書かれている箇所があり、金銭的な理由がその主たる動機として取り上げられている。そこには、〈障害児〉や〈奇形児〉、あるいは病弱な身体で生まれた子どもの養育や看病が、特に「貧乏な親」にとって大きな負担を意味し、子殺しは主に貧困から行われ

ていた印象で描かれている。

江戸時代には、天災や気候不順による凶作で、飢饉にまで至ることも珍しくなかった。それに伴う食糧供給の不足、米価や諸物価の高騰、銭相場の急激な変動、もしくは疫病流行などの非常時などあらゆる原因で、〈家〉が貧困状態に陥った場合、さらに家計の負担となる心配、あるいは親の面倒となる存在とみなされたことから、常に扶養と養育を必要とする子どもの数を抑制する方法として、庶民の間では、捨て子や子殺し(「間引き」、「子返し」等)、子供の身売りによる養育放棄の行為が盛んに行われていたことについて、複数の系統の異なる史料に数多く記録が残されていることが確認できる。

また、〈障害児〉の親であることに伴う「恥」という概念の当時の社会思想上の影響力について、京都の浄土真宗佛光寺派大行寺の僧、正定閣(ショウジョウカク、1774年~1858年、法名は信暁)が著した勸化本『信後相続 歓喜法の道(しんごそうぞくかんぎのりのみち)』(弘化4(1847)年刊)にある「殺生(せつしやう)すまじき咄(はなし)」の節において、

【史料 III.】

「【十一丁:】殺生(せつしやう)のむくひは実(まこと)に恐(おそ)ろしきものにて、[中略]甚(はなはだ)しきは、つま子(こ)にさへ報(むく)ふものなり、近(ちか)き頃(ころ)、[中略]備中(ひつちゆう)の国(くに)の百姓(ひやくせう)、五助(ごすけ)といへる者(もの)、父(ちち)より仕来(しきたり)の野業(のしごと)を嫌(きら)ひ、鳥獸(とりけもの)を殺(ころ)して活命(みすぎ)とせしか、[中略]其(その)のち、妻(つま)また一子(いっし)を産(うめ)るに、両手(れうて)なく足(あし)ばかりにて、羽(はね)をぬきたる鳥(とり)の如(ごと)し、両親(ふたおや)はじめて殺生(せつしやう)のむくひ眼前(がんぜん)なる事(こと)をさとり、殺生(せつしやう)の業(わざ)をとどまり、[後略]」⁽⁴⁹⁾

とあり、百姓身分の獵師、生業として常に殺生の〈罪

悪)を犯した現世の〈悪行〉に応じて、その夫の〈罪業〉が妻の産んだ赤児に報いて、肉体的に〈健全〉・〈健常〉に見えず、両腕の無いままこの世に生を授かったその子の身体に受け継がれてきたという説が記載されている。その子の生まれながらに有する身体の形成不全や形態異常は、〈罪深い〉父親が自らで造った〈悪業〉より起因した結果として解釈されている。本論の考察に特に関わりを持つところとして、「むくひ眼前なる事」と記された箇所からは、上記の事例にあるような〈障害児〉や〈奇形児〉の出生とは、我が子に身体化して現れた、その〈家〉の罪の深さ重さの証拠として扱われていたことが読み取れる。

そういったような捉え方は、江戸後期に流布していた在家が遵守すべき日常生活の倫理・心得を説いた仏教的教訓書や勸化本にも頻繁に見受けられる。例えば、作者不明と表示されている、臨濟宗妙心寺派房州鋸山日本禅寺の僧、寂庵大静(ジャクアン ダイセイ、生没年不詳)によって編纂された『〈要心〉善悪種蒔鏡和讃(ようじん ぜんあくたねまきかがみわさん)』(天保6(1835)年刊)では、

「【八丁：】[前略]、親(おや)の非道(ひたう)が子(こ)にむくふ、例(ためし)は世間(せけん)数(かず)おほし、[後略]」⁽⁵⁰⁾

とあり、もしくは、天台宗真盛派引接寺の僧、法龍(コウリュウ、生没年不詳)が編纂した和讃集『孝行和讃(こうこうわさん)・因果和讃(いんがわさん)・施行歌(せぎょうか)・ほこりたたき』(天保13(1842)年刊)に収録されている、白隠慧鶴の著作と記された「施行歌」の章にもそれと同じく、

「【四丁：】[前略]、非道は子孫(しそん)の害(がひ)と成、親の悪事(あくじ)が身に酬(むく)ふ、世間(けん)[ママ]に数(かず)多(おほ)有ものぞ、一門(いちもん)繁昌(はんじやう)する事は、親が悪事をせぬ故(ゆゑ)ぞ、[後略]」⁽⁵¹⁾

などと書かれている。

上記例には、〈不具〉や〈片輪〉、もしくは〈奇形〉、〈異形・異相〉等の子を産んだことへの「恥」とは、子どもに非は一切無く、親による〈所業(シワザ)〉以外には考えられないという解釈が認められる。しかし、そういった子たちを「親の非道」の生ける象徴とし、「親の悪事」が〈業因〉となって〈悪報〉としてその子どもの「身」に現われてくるという論理からすれば、家系そのものの因縁が悪いものとして現れるようになり、それによって、なぜそれらの子どもが親にとって望ましくないものとして認識されてきた理由も明らかになる。

三、ヒルコ神話への仮託

江戸中・後期になると、〈障害児〉らの捨て子という事象は、国学者、儒学者や僧侶による『水蛭子(・蛭児)』神話』に関する考察の中で、さらに、子殺しとともに、当時の〈胎教〉論においても、議題として様々な観点から取り上げられてきた事例が比較的多く残されている。ここでは、『水蛭子(・蛭児)』神話』を題材として、それに係る認識や問題意識を捉えていきたい。

A) 日本で初の〈障害児〉、「ヒルコ」の運命を語る神話

『水蛭子(・蛭児)』神話』⁽⁵²⁾とは、『古事記』及び『日本書紀』において、国産み中の段で、女神(・「陰神」)のイザナミと男神(・「陽神」)のイザナギとの間に産まれた子が、生まれつき骨のない水蛭のように、身体がぐにゃぐにゃと柔らかく、親の形に似ず異形を持って、手足も萎えていた理由から、神の子でありながらも、神の子として認められることなく、葦で編んだ舟に乗せて海へ放ち棄てられたという内容が、両書の一致する点として記載されているものであるが、『古事記』においては、二神の合意として「生みし子は、水蛭子。[中略]今吾が生める子、良くあらず。(生子、水蛭子。[中略]今吾所生之子、不レ良。)」⁽⁵³⁾とあり、また『日本書紀』では、「次に蛭子を生みたまふ。此の児年三歳に満つるも、脚尚し立たず。(次生=蛭児=、此児年満=三歳=、脚尚不レ立。)」⁽⁵⁴⁾ということがその子の「放棄」、捨て

子の理由として挙げられている。前近代に流布していた記紀神話が編集されてきた各書には、地域や時代、伝承の経緯などによって、それぞれに内容の改変・変更が認められ、細かな箇所で見られるが、なぜ「水蛭子・蛭児」が生まれたのかについてアマツカミ（天神）に尋ねたところ、結婚に際して「天柱」を廻って出会ったとき、左から廻るべき女神のイザナミが左（＝陰）右（＝陽）を取り違えたことや、女神が先に喜びの声を上げたからという二つの原因説が主流であると確認でき、いずれの場合にも女神にのみ咎があるに違いないという認識が読み取れる。

各時代が残した『記紀』を通して、それぞれの原文には「片輪」や「不具」の言葉は出現せず、「水蛭子（・蛭児）」が〈障害児〉の比喩となってきたのは、生まれながらに病弱で足腰の立たなかった鳥羽天皇の第三皇子、君仁親王（キミヒトシンノウ、1125年～1143年）が「蛭子」と例えられた事例をもとに、鎌倉時代以降のことと推察できる⁽⁵⁵⁾。その最古の〈奇形児〉をも指す言葉としての使用については、未だ研究が不十分な段階にとどまっているが、本居宣長（モトオリ ノリナガ、1730年～1801年）が『古事記伝（こじきでん）』（寛政2（1790）年から文政5（1822）年間刊行）の四之巻で、

【史料 IV】

「水蛭子（ひるこ）は、[中略]、二つの意あるべし、其れは手足なども無くて、見る形（かたち）の似たるを云か、[中略]、手足などもあれど、弱（よわく）て凡て萎々（なえゝゝ）とあるが似たるを云にも有るべし」⁽⁵⁶⁾

と注釈している通り、江戸時代に入ってから、一方では身体の形態異常や構造不全としての〈奇形〉、他方では身体的機能の不足や欠如としての〈障害〉という意味合いで、拡大した定義が確認できる。

B) 捨て子論の展開

ア) 悪意のない捨て子

大まかに時代を追って見てみると、熊本の国学者

井澤蟠龍（イザワ バンリョウ、1668年～1730年）が俗説を収録し、啓蒙目的として解釈した『廣益俗説辨（こうえきぞくせつべん）』（享保2（1717）年刊）⁽⁵⁷⁾において、

【史料 V】

「又蛭子（ひるこ）三年（ねん）まで足（あし）たゝざる故（ゆゑ）、二神（ふたはしらのかみ）これをにくんで船（ふね）にのせはなち給（たま）ふといへども、賤（いや）しき土民（どみん）のたぐひまでも、崎人（かたは）なる子（こ）は一入（ひとしほ）あはれむならひなるに、幼児（えうじ）に何（なん）の罪（つみ）あつてにくんで放（はな）ちすてたまはんや」⁽⁵⁸⁾

と、どんなに身分の低い貧乏な人でも、特に〈障害〉や〈奇形〉を持つ子どもに対しては、憐れみを感じるより外の心がないに違いないという思いから、「蛭子」が親から追放されたのは決してその子に何らかの罪を擦り付けようとした憎んだ心からの行為ではなかったとの解釈が提唱されている。その内容からは、〈障害児〉や〈奇形児〉を捨て子にする親には何も悪意はなく、彼らを必ずしも無慈悲な者とは呼ばれず、一概に非難することもできないというような含意も読み取れるだろう。

イ) 「不用」の存在と「国益」認識

さらに、京都の国学者富士谷御杖（フジタニ ミツエ、1768年～1824年）⁽⁵⁹⁾が著した『古事記』の注釈書、『古事記燈（こじきともしび）』（文化4（1807）年成立）では、ヒルコ神話そのものを踏まえ、人びとが実生活において〈障害児〉に対する取るべき対処法、捨て子を実施すべき理由についての解説がある。

【史料 VI】

「水蛭子は水蛭に似たる子をいふ也といへり、水蛭ならずとも、足たゝすしても、こよふ物はあれども、此虫にしもたとへしは国いまたかにまらざる時としていふなれば、水蛭の泥土に多く生ずるか故に名つけしなるへし、これはまことに足たゝぬにもあるへけれとなかしやり給ひしをみるに、片輪者といふ斗の事にはあらず覚ゆ

る也、片輪者をすてむは甚心なき事なり、されは思ふにこれはやしなひ給ひてより三年になれとも何の益にもたゝす、一国をおさめさせらるへき力なかりしをいふなるへし、三年試みて用不用をしるへき法とをしへたまひしもの也、足といふは志す処へあゆみをよふへき用の物也、されは一国をもをさむへき材にあゆみいたるへきけしきのみとせまてみえさりしをたとふる也、此一神をもて思ふに、此下々の御子もみな三年試みたまひて後、国をも任したまひし事明らか也、これを人材を試むる法也、下村氏が家僕を三年つゝ、試みし、これに叶へり、その故にしか蕃昌するにこそ」⁽⁶⁰⁾

「片輪者をすてむは甚心なき事」と、捨て子がいかにも非情な行為として認識されているものの、御杖によると、三年間にわたって「水蛭子」が親によって養育を受けていたとしても、親がその子を捨て子にすることに至ったのは、足腰の立たない理由から、その子が親の期待していたほど自分の力を国全体のために納める役割を担えるような能力を発達させることが出来ず、「何の益にもたゝす」と、全く能力を欠き、「一国をもをさむへき材」として「不用」の存在となっていたからであったという説が挙げられている。御杖は、そういった解釈を出して、「甚心なき事」でありながらも、親の決意に合理性や正当性を付与しようとしているといえるだろう。さらに、「国益」や「人材」という概念が発想された背景のもとで、人間があるべき身体の状態、理想的な身体像や人間像が描かれ、その神話に基づいて〈能力中心主義〉・〈能力差別主義〉的な〈障害〉観が確立されていると考えられる。農事などに従事できない歩行の不自由な子どもを主たる対象に、人材力を国益に変える作業に寄与し難い、「人材」として素質や適性を備える見込みのない〈障害児〉の扶養や口過ぎの問題に当たって、〈家〉に〈障害児〉が産まれた場合、庶民は二神の例に倣った「人材を試むる法」が勧められており、それを真似て、先ずその〈障害児〉を育てることを試み、そうして三年が経ったのち、もし発達に改善が見られないのであれば、その子の遺棄の当否について判断を下すべしという提案がなさ

れている。

〈国益〉という思想について、藤田貞一郎氏によれば、江戸後期になると、権力者と知識人の側からの「民」に対する認識には、幕府や諸藩の財政が窮乏していく中で、主に農民の労働力（農業生産力）に依存した財政基盤を建て直し、石高による収入（米や諸産物の生産量）が安定した健全な財政状態を取り戻すためには、領主に年貢を納めることによって〈国〉の財源を確保する義務を負わせた百姓たちが〈人材〉として有益なほど役に立つ必要が以前よりも強調されるようになってきたことで、〈国益〉の概念を重視した人間観の発想が認められる⁽⁶¹⁾。〈国益〉の概念に基づき、生まれながらに〈障害〉のある子どもは、成長していったとしても労働力を担う存在として農業生産に従事できるか否かは疑わしく、〈家業〉の維持や存続、〈身の程〉に応じた暮らしを送っていける見込みも薄く思われていたため、〈国益〉の観点から見れば、〈家〉（〈役家〉）に課された諸役に立つ能力を欠失する可能性が高く感じられ、十分に〈役の分担〉に応じられない〈役立ず者〉や〈無益な存在〉として認識されてきたと考えられる。

さらに、同著『古事記燈神典（こじきともしびしんてん）』（文化14（1817）年成立）⁽⁶²⁾において、

【史料 VII.】

「〈生水蛭子〉とは水蛭としも御名つけられしは此時いまた国稚たゝよへる時にて泥土のとき時也、その泥土のとき中より生ずる子なれば水蛭とはいふなるへし、水蛭は泥中に生ずれば也、されはたゝ泥中より生ずるより御名とせられたるにて泥中に生ずるはかりの子なれば、なにの用にもたゝさるよしを思はせられたるにや、神代巻にはこの御子（至三歳脚不立）とあるをみれば、三歳になるまで脚たゝぬ子は生長のちとても廃人たるへき事、今よりしるき也、よに驚風などの小児、三歳四歳までもえあるかず【※得歩かず】、目などもものえみわかぬ【※物得見分かぬ】あり、その驚風ふと治したるも生長のちは盲目、あるひは蹇などにもなり、或は獣子【※「愚かて頭の働きが鈍い」という意

味】 などになりて生涯世の廢人なるかとし、猶神代卷なる語意をよく、おもふに〈脚不立〉といふ事、必さとし詞なり、かれ考ふるに〈至三歳脚不立〉とは人のありくへき比もありかぬをいふ心なれば、成長の、ちもわか一身をかくる嗣とする事あたはざる思慮を云也⁽⁶³⁾

と、御杖が主張している「人材を試むる法」が適用・不適用となる〈障害児〉の仕分けがなされている。「なにの用にもたゝさる」と、前書と同様の論調で、捨て子とすべき対象として、「三歳になるまで脚たゝぬ子は生長の、ちとても廢人たるへき事」と、状態の改善見込みがなさそうな歩行やその他の日常生活動作に困難が伴う四肢の不自由など先天的に〈障害〉を有する子どもの他に、「驚風(きょうふう)」「癲癇(てんかん)の別名)をはじめ、生まれつき慢性的疾病を患っている子どもをもその対象として取り上げることが勧められている。その理由として、生まれながらに不治の慢性病を抱えている子どもの多くは、幼い頃より身体機能に何らかの永続的な〈障害〉が残り、あるいは成長してから繰り返し症状が発生し、人生のいずれかの時期において〈障害〉を引き起こして「廢人」の状態に至る者もあるため、〈難病児〉のうち、後天的に〈障害児〉になる者が頻繁に見出せるということが挙げられ、改めて、ヒルコ神話の例に倣うべきとの指摘がある。

ウ) 仏教者によるヒルコ神話への非難

一方、仏教の側においては、御杖による解釈とは大きく異なり、本質的に全く違うヒルコ神話の評価、捨て子という現象への見方が認められる。京都の伏見にある日蓮宗本法寺派本教寺の第十七世住職を務めた英智院日宣(エイチイン ニッセン、1760年～1848年)⁽⁶⁴⁾が神代の出来事を仏教の立場から解釈した『神代評撰記(じんだいひょうせんき)』(天保3(1832)年刊)の第二巻には、

【史料 VIII.】

「【三十八丁:] 蛭児ハ生ナカラ総身骨ナシ、三歳ニナレトモ立居(タチイ)不叶(カナハス)、虫ノ蛭ノ如ク故二名ヲ蛭児ト云ナリ、此ノ子ノ五体ノ

不具ナル子、細ハ諾尊ト冉尊イサヤ子ヲ生マント陽嶋(ヲノコロシマ)ヲ国ノ中ノ柱(ミハシラ)トシ、左右ヨリ旋(メク)リ【三十九丁:] 一ツ面(ヲモテ)ニ会(アイ)玉フ時ニ、陰神(メカミ)ノ方ヨリ先(サキ)ニ言(コトハ)ヲ出(イタ)シ、男ハ天ノ陽徳ナリ、女ハ地ノ陰徳ナリ、然レハ陽神(ヲカミ)ノ方ヨリ先(サキ)ニ言(コトハ)ヲ出シ玉フヘシ道理ナリ、此ノ陰陽(メヲ)ノ道(ミチ)ニ違(タカヒ)テ女ノ方ヨリ言ヲ先ヘノ玉フ故ニ片輪(カタワ)ノ子ヲ生(ウミ)玉フト云、[中略]、能ク思テモ見ヨ、外ニ惡事ノアル子デハナシ、僅(ワズカ)ニ三歳ニナル幼子(ヨサナコ)ヲハ、船ニ乗(ノセ)テ罪(ザイ)人同様ニ流(ナカ)スト云、無慈悲ノ事ニアラスヤ、[中略]、片輪ノ子カ出生ト云ヘハ親(ヲヤ)ノ科(トカ)ニシテ、其ノ子ヲ何(なん)ソ流(ナカス)ト云宇、[中略]、諾尊ト冉尊ハ人【四十丁:] 倫ノ道ヲ教玉フ、然ニ捨子(ステコ)ノ手本ニ成リ玉フ様ナリ⁽⁶⁵⁾

という記述がある。まず、なぜその子が「五体ノ不具」・「片輪」の身体で生まれてきたのかという原因について解説がなされている。〈因果応報〉の法則にまつわる当時の一つの有力な解釈にもみられるように、「親(ヲヤ)ノ科(トカ)」として捉えられているが、僧侶である日宣の著した〈障害〉観・〈障害者〉像に、〈因果応報〉の概念が影響を及ぼしたことが確認できる箇所は全くなく、父母のどちらの仕業なのかということ、結婚の際、女神が男神より先に声を出したことにより「陰陽(メヲ)ノ道(ミチ)ニ違(タカヒ)」たとあり、つまり、イザナミが〈夫唱婦隨〉といった理想的な夫婦関係の原則を犯したからであるとの説が挙げられており、全責任を女性のみにならせるものである。〈五障〉や〈不浄〉の身であることを理由に、〈罪業〉や〈穢れ〉が深いため、女性を男性より劣った存在と見下し、〈三従・四徳〉を身につけるべきなどを説きながら従属的な地位に貶めた、仏教・修験道・神道・儒教・国学に共通の、前近代の日本社会における普遍的な女性観を形成し、男女間の上下関係や性役割を規定する要因でもあった〈男尊女卑〉といった歴史の長い女性に対する差別観念が認められる。その次に「外ニ惡事ノアル子デハナシ」と、

他の有情を傷つけるなど、決して罪を犯したことはないのに、さらに幼い子でありながらも、その「五体ノ不具ナル子」、「片輪(カタワ)ノ子」が親によって「罪(ザイ)人同様ニ」流罪にされたことは、「無慈悲ノ事」ではないか、いや、きっとそうに違いないといった批判の声が強く表明されている。その上で、人びとがヒルコ神話を「捨子(ステコ)ノ手本」として真似するおそれが読み取れる。

日宣が国内での旅の経験をまとめた紀行文『甲府神道問答記(こうふしんとうもんどうき)』(天保14(1843)年頃の筆録)⁽⁶⁶⁾の中に、文化7(1810)年の甲府城下の細工町法華寺における問答⁽⁶⁷⁾、日宣と三十名以上もの近郷の神主との間の対論という形式で記されている、彼の捨て子に対する認識、〈障害児〉・〈奇形児〉観をより詳しく描く記述がみられる。

【史料 IX.】

「〔前略〕、又船に乗せて捨ると言は、伊弉諾尊、伊弉冉尊は無慈悲の神にして捨子の手本と成り給ひて、唐、天竺へ聞えても日本の恥也、〔中略〕、蛭子の尊は産なからにして総身に骨なし、三歳になれども立居叶はず膝行也、又延促自由なる事の如し故に名付て蛭子と言也、五体不具にして物の用に立ず、又其子細をいわば伊弉諾尊伊弉冉尊子を産んだとして陽島之國中様を柱として左右よりまわり一つにあひ給時、陰神伊弉冉尊の方より先に声を出して、あら喜びや男にあひぬと申されけり、時に陽神伊弉諾尊悦び給す、男は陽徳也女は陰徳也、然るに陰徳之女より先へ声をかけられては陰陽之道理に違ふ故に生るゝ御子も理に違ふて片輪者生れて蛭之様なる故に名付て蛭児と号すると言、〔中略〕、能思ても見給へ、外の悪事有児でもなし、わづか三歳の水子也、夫を罪人同様に船に乗て流すと言は甚以て無慈悲の神と可成、又伊弉諾伊弉冉尊は天下下〔ママ〕の大道を開き、人論の道を教へ給御神也、何ぞ片輪子が産れたりとも、罪もなき御子を流し者にして捨子の手本と成給ようなし、又陰神廻り違て宿り給故といはば、夫は子の罪にも非ず親の過也、夫を子負せ

ると言は猶以て済ぬ事也、夫は世間に如レ是教る者多し、然れば日本の神は無慈悲成者に相成り、天下の二柱の神と尊敬し奉るに足らず、唐、天竺へ聞えても日本の恥とは是也、可レ恐也事、〔中略〕、蛭子の尊〔中略〕、若し足腰の不立捨子に成給神ならば、福神に非ず、大貧乏の神也、世の中に足腰不立程せつない事は外にあるまじ、其上捨子と言は大貧乏の神也、信ずるに足らず」⁽⁶⁸⁾

日本を創成した両神としては、立派な模範を示して国や民を導く責務があるはずとは思えるものの、決して真似すべきではないイザナギとイザナミのような者たちが神として祀られる信仰とは、「唐(・中国)」や「天竺(・印度)」など文明の高い国々、日本外の世界の中において例を見出すことができない「日本の恥」としている。さらに、自ら生んだ子を、その子に全く罪がないにもかかわらず、まだ幼児である内に、「不具」といった「物の用に立ず」存在であるからという理由より、親の罪がその子に背負わされたままで、捨て子にするような行為は絶対に許せないことであり、人びとが尊信すべき対象としてその価値に値しない「無慈悲の神」とであると主張している。「片輪子」として生まれてきたことに関する原因は、先の史料と同じく母親が「陰陽之道理」に違ったことに起因したものと考察され、その他の内容も、〈障害児〉や〈奇形児〉を捨て子にする行為が激しく非難されている。

工) 女性のあり方と子育ての義務

下総国香取郡松沢村の名主を勤めていた国学者、農政家の宮負定雄(ミヤオイ ヤスオ、1797～1858年)⁽⁶⁹⁾が執筆した、百姓をはじめ庶民の守るべき心得を説く『民家要術(みんかようじゅつ)』(天保2(1831)年刊)⁽⁷⁰⁾の「第三 交合の巻」及び「第四 妊娠の巻」において、

【史料 X.】

「古二柱の大神〔中略〕御子生み給はむとして、先天の御柱を行廻り給ふ時に、男神は左より女神は右より廻り合ひ給ふべきを、其左右を取り

違へ、又女神先に言上し男神後に言上し給ひ夫より交合して御子蛭子神を生み給ふ、此神三年になれども御脚立たざりしかば、天の岩樟船に乗せて風のまにまに放し捨て給ふ、[中略]、此は女神の先に言上したる故に脚腰立たざる御子生まれたり教へ給へば、[中略]、されば此理に因て人も交合の時に臨みては必男の方より先に言上して手を出すべき神の御教なり、然るを過て婦の方より先に言上して手を出し交合して生む子は果して悪し、[中略]常に敬みて不訓なる交合なさざる様に心得べきなり、[中略] [、忌日々等を] 犯して懐胎する子は必障り有りてうみながら病身なるか又は短命なるかの患あるべし、[中略]、夫婦交合は人間の種蒔なれば殊更に敬むべき事なり、[中略]、されば人の大切に思ふべきは [中略] 胎教を施すべきなり、[中略]、さて妊娠の中に禁すべきものは [中略]、海老を喰へば胎内の子手足からみ、生薑を喰へば胎内の子六指となるといふ説も諸書に見えたり、[中略]、女たる者胎教といふ事を不知して不叶事也、此道を女子に教る事は又父兄の待前なりとしるべし」⁽⁷¹⁾

と記載されており、なぜイザナギとイザナミとの間の子が「蛭子」として生まれてきたのかについては、イザナミが〈陰陽の道理〉を反して天の御柱を右から廻ったこと、または女神から男神より先に声をかけたことの二つの原因説が挙げられており、ここでも母親のみのせいであったと説かれている。人びとがそういったイザナミの不良な身持ちを例として性交をする際には、必ず〈夫唱婦随〉の倫理法則に従うべき、従わない場合、「腰立たざる」ヒルコと同様に、「生む子は果して悪し」とある。人間の親の間に子が〈障害児〉や〈奇形児〉、もしくは病弱な身体で生まれてくる主因とは、定雄にとって、その責任は主に女性にあり、男性との交わりは女性の声掛けから始まったことの上にも、「庚申の日」など性行為が禁忌とされていた日に妊娠したことなど色々な誤った性行動の結果、あるいは妊娠中に禁止とされていた食べ物を遠慮しなかったことなど胎児が受けた誤った「胎教」によって引き起こされたものとする

説に沿って、女性の「不訓」、つまり〈不倫・不徳〉の仕業として描かれている。生まれる子が〈障害〉や〈奇形〉の可能性を防ぐためには、女性たちは必ず胎教のことについて学習し、知識を得なければならないとの主張がなされている一方、「此道を女子に教る」責務は、父兄にあると記す箇所もあり、そこから、身体が異常や不健全な子を産んだ責任は、母親だけでなく、ある程度男性にもあるという指摘が読み取れるだろう。

本書の他の章において、定雄の抱いている生命価値観について知ることができ、彼の子殺し、または捨て子に対する認識も明らかになってくる。

【史料 XI.】

「人の胎内に捨る事は夫婦交合の働なれど、実は産霊の大神より霊を配り授け給へるに因て捨るものにして、即神の賜物になれば、その御恩頼を辱み大切に産出すべき事也、[中略] 子返しとも子間引ともいひて人殺の親玉なれども、[中略]、日本の国恥にもなる理なり、[中略]、不用の子を多く育るとて犬の如く嘲笑ふなり、其故嘲を恥ぢて甚悪風俗になり、[中略] 子種を授け給ふ産霊神 [中略]、人の生れ出る事は悉神の御心にして即神の賜物なる事をよく思ふべし、然るを其神の御心に背きて神の賜物を踏殺し抓み殺して、間引しては、神の御罰を蒙る事は勿論の事なり、[中略]、間引をせずして [中略] 捨子を給ひて養育し、[中略]、婦人の疾病は大凡子を間引く者に多し、其は子を潰したる罪に因て其崇りを受るなり、[中略] 実の村長 [が] [中略] 恥なる事を示し、[中略] 又一村をしなべて赤子を間引して大切の人種を潰し里に人数の少きは殊更村恥にして村長の不教訓に因る事なり」⁽⁷²⁾

定雄は、子どもは「神の賜物」となっているという理由から、間引きなど子殺しを「人殺の親玉」と、様々ある人殺しの内で、子どもの命を奪うより重罪なことがあるとは思えず、最も唾棄すべき行為であり、いずれの子でも「産霊神」から賜った生命なので、他人からどんなに嘲笑われ、羞恥をさらして

も、親は誰でもその神に対して責任を負っているが故に、「不用の子」をも養育する義務を絶対に果たさなければならないとしている。また、子どもを殺す親は「神の御罰を蒙る事は勿論の事」と警告し、「婦人の疾病は大凡子を間引く者に多し」と、怨霊と化した生児の「祟り」が疾病を引き起こすことが多いということを例に挙げ、さらに、「不用の子」の養育を試みる親を見下し、人前で嘲笑や侮辱の標的とするのは、「甚悪風俗」として厳しく非難している。名主としての認識からは、「不用の子」であっても、それらの命を奪う事は「殊更村〔に〕恥」をかかせることであるため、定雄が治めている村において許されておらず、また、捨て子にされた子どもが居る場合、村落共同体における相互扶助によってその子を助け、扶養する義務心が期待されているということがうかがえる。

四、〈胎教〉論における見方

松山藩の藩儒、大高坂芝山（オオタカサカ ジザン）の妻、成瀬維佐子（ナルセ イサコ、生没年不詳）が著した女訓書・育児書『唐錦（からにしき）』（寛政12（1800）年刊）の「女則九章 秋の巻 第七 胎養」の節において、

【史料 XII.】

「胎教は、はらめる子は、〔中略〕、かたちたゞしう心もすなほなり、〔中略〕、列女伝に胎教をときしは、〔中略〕〔云々〕やうにすべし、しかすれば、生るゝ子のかたちも心も、つね人にすぐれてよろしかるべしとぞ、〔中略〕、うめる時に〔中略〕、またかたわなる子をうみ、あるはあやしき物などうむことは、みな母の身のたしなみ、心づかひのわろきがゆへなりけめ、おんなのこよなきはぢなるべし、〔中略〕、かくのごとくつゝしみなば、生るゝ子、心さかしう、身すくやかならん、人の親のよろこび、いづれかこれにすぐべき、もし心のまゝにして、やしなひをつとめざれば、〔中略〕、その子、かたちそなはらぬか、みにくさか、心をろかにかたくなるゝか、いのちみじかさか、やまひおほきかなるべ

し、これ、ちゝはゝのながきうれひをのこすに
あらずや、つやゝ、思ふべきことならし」⁽⁷³⁾

とあり、〈胎教〉論の立場から、「かたわなる子」や「あやしき物など」が生まれることは、「みな母の身のたしなみ、心づかひのわろきがゆへなり」と、全て妊婦の身持ち及び心構えの悪さからくる、つまり、胎教の訓えを無視し、その基本を守らなかったという原因説がある。そういった解釈に立って、全責任が女性のみ押し付けられ、「おんなのこよなきはぢ」と、女性に関しては、〈障害児〉や〈奇形児〉を産むことは上のない〈恥〉、それより自らに〈恥〉をかかせることはないという論調で、産婦の価値ある存在としての尊厳が失われている。「かたちそなはら〔ない〕」や「みにく〔い〕」、「をろか」などのような子どもたちは「ちゝはゝのながきうれひ」を引き起こす存在として描かれており、〈家〉に「うれひ」がないように、女性たちが妊娠中の間、必ず胎教の道に従う義務が強調されている。

子どもの〈障害〉や〈奇形〉に伴う〈恥〉観、その社会現象としての側面、当事者の実生活に及ぼす影響についてより細かい記載も認められる。例えば、儒医の水野沢斎（ミズノ タクサイ、生没年不詳）が養生の訓えに適した身持ちの必要性を説く『養生辨（ようじょうべん）』（天保13（1842）年刊）の巻之上には、

【史料 XIII.】

「不具者を産ば家名相統計りがたし、〔中略〕、諺にも親に似ぬ子を鬼子といふ、〔中略〕、万一片輪者〔中略〕が生れて見よ親の兄弟子の兄弟一家一門の名まで出てその児一生苦みをさす、誰か子を憐ざらんや深く此理を察すべし」⁽⁷⁴⁾

とある。そこから、〈障害児〉や〈奇形児〉の出生は、〈家筋〉と結びついている問題とみなされ、または、本家や当事者の〈家〉だけでなく、広く分家や眷族にまで〈家名〉に傷がつく危険など、〈障害児〉自ら及びその家族の人生に様々な弊害や害悪をもたらすという一面が指摘されている。

また、医師の香月牛山（カツキ ギュウザン、1656年～1740年）著の『小児必用養育草（しょうにひつようそだてぐさ）』（元禄16（1703）年刊）の巻之二「第六 非常の生子（うまれご）の説」には、

【史料 XIV】

「其かたちもあやしくすさまじく、夜叉のごとき類 [中略]、是等の類、今の世にも、まゝ多き事なり、しかれ共鬼子といひて、ひねり殺し、水に流す者あり、是れ道理にくらき故なり、[中略]、其形もはなはだ弱くちいさくて、[中略]、月たらずの児子とて、殺す類多し、[中略]、よく変ずればなりと見えたり、必そだつべき事なり、或は又生子に、えもいへぬ不具なる者あり、盛長 [ママ] して後も、人前にも出しがたき類の児は、親の心にまかすべきなり」⁽⁷⁵⁾

という記述がある。「かたちもあやしくすさまじく、夜叉のごとき類」など、子どもが身体に何らかの異常や不具合を持って生まれてくるのは、あまり珍しいことではないという指摘がなされている。実生活の場におけるそのような出来事への反応については、「是れ道理にくらき故なり」と、世間の人びとの間で、そういった子たちに対する理解の程度が不十分なため、「鬼子といひて、ひねり殺し、水に流す」と、それらの異常性や脆弱さを理由に、新生児を殺す親もいるとうかがえる。知識の不足がその行為の原因とされている一方、それらの生児の大体は、実は「月たらずの」未熟児に他ならないとあり、虚弱な身体で生まれてきたとしても、医師としてこれまで見てきた多くの場合、殺さず養育を続ければ、身体は健全に発達し、「必そだつべき」ものであると主張している。しかし、「えもいへぬ不具なる者」、あるいは、成長しても「人前にも出しがたき類の児」の場合、「親の心にまかすべきなり」と、養育するかどうかという問題に関しては、親が人倫的に自由に、自らの意志で決める権利が認められていることが確認できる。

五、僧侶の言説

A) 〈障害児〉らの捨て子・子殺しに対する問題意識と防止努力

十七世紀末からは、家計所得の向上に伴った庶民の〈家〉の核家族化（単婚小家族経営）が一層進む中で、親にとっては、特に〈障害児〉が生まれた場合、育児の負担が以前よりも重くなったと考えられる⁽⁷⁶⁾。生活基盤を突然失う危険性への意識も高まり、親から見て望ましくない子や不要の子どもの遺棄、あるいは子殺しの頻度が増加していき、中世と比べてより数多くの捨て子が顕在化してきた様子も史料の上で認められる。そのことは、先行研究の紹介でも触れたように、権力者や一部の知識人によって道徳的・倫理的異観点から次第に問題視されるようになり、「生類憐令」をはじめ、様々な捨て子禁止令が出され、そういった幕府の政策を確立するために、全国各地で人倫的施策がなされるようになっていった。

ア) 福岡藩の忍照

〈障害児〉や〈奇形児〉に対する捨て子、あるいは子殺しの罪悪視、親の養育義務が要求されている例としては、江戸中期の筑前の真言宗の僧、忍照（ニンショウ、生没年不詳）が挙げられる。忍照による福岡藩における捨て子の禁止及び〈産子養育制度〉の確立への功績が、既に地方史研究と仏教史研究によって明らかにされてきており⁽⁷⁷⁾、「捨て子防止・産子養育に努めた篤志家」⁽⁷⁸⁾として評価が示されている。忍照はどんな人物であったのかについて詳細に記録がなされており、明和元（1764）年作の『桂嶽總智院開山忍照沙彌略歴之記』によれば、

【史料 XV】

「【五二一頁：】扱忍照在俗の時より、世に産子を捨殺しぬる邪風を、深く悲み思ひけるゆへ、剃髪の後、村内隣村を時々に行廻り、捨子無らん事を教諭し、其為に遊鉢して、軒母に手の内の施米を受、其米粟を以て、極貧民の産子養育料の助力に施し与へ、盆夫盆婦を憐愍諭化して、彼邪風を翻して、正道に帰せしめん事を斗る事、

已に十【五二二頁：】余ヶ年也。依之勝浦はいふに不_レ及、隣村浦にかけて、捨子をなすもの十の八九は正化す。】⁽⁷⁹⁾

とある。同著作によると、忍照は、永嶋半次兵衛寛勝という俗名で、代々宗像大社の大宮司宗像氏本流の重臣として仕えていたが、秀吉の九州平定に伴い宗像領が廃止された結果、武士身分から百姓身分に転じ、勝浦本村（現在の福岡県福津市勝浦）で酒造りを営んで巨富を築くことができた酒屋の甘住屋に生まれた。享保の大飢饉（1731年末～1732年）をはじめとして、その頃続いた数々の飢饉の影響で、まだ在家であった内、彼は度々福岡藩に救助を求めたが、もう何年も凶作に襲われた結果として藩の財政が厳しかったため、農家救済策も不可能であったことから、本家全員の意思で分家に至るまで力を合わせ、家業の造り酒屋で築いた巨万の富や自家の財産の大体を飢餓や疾病に苦しむ村人、地元の人びとだけでなく広くあらゆる困窮者に分配することにした。そして、彼が目指した弱者救済のもう一つの柱として、神仏の加護を得るために宝暦8（1758）年に建立された観心庵という観音堂（御本尊は千手観音菩薩）を自費で開基した。その後、真言宗大覚寺派の雷山千如寺に仏門に入り、得度を受け、戒名が「忍照」となり、天明6（1786）年に本山から許可を受け、観心庵の寺号を圓通寺總智院に改め、正式な寺院として開山し得て、その寺の住職となった。僧侶として忍照は、村々を托鉢して廻り、頂いた米粟を周辺の村落の極貧窮の家に生まれた産児を救うための基金とし、村人たちに、差別すべからず、この世に生を受けてくるすべての命の尊さを説きながら、教化パンフレットを執筆して人びとに手渡したり、村人相互の助け合いの重要性を強調したりして、生涯捨て子の防止に力を注いだ。

先行の研究では、忍照の産児救済策は、〈障害児〉をも含めたという指摘があるが、それ以前に、彼の抱えた〈障害児〉・〈奇形児〉観は、まだ分析の対象とはなっていない。現在までに残されている、忍照が宝暦14（1764）年に自ら作成した捨て子防止計画書『忍照産子養育勸』には、

【史料 XVI.】

「【五五二頁：】扱又申置候出生之小兒、不具異相に御坐候歟、又は二タ子など産候へば、親々恥之儀に在、捨殺儀、以の外に候。〔中略〕。其外不具異相之小兒に候とも、殺と申理無御坐候。伏羲と申聖人は、身体鱗にて、蛇之様に御坐候由。神農と申聖人は、角はへ候て、牛の頭にてましませし由。我朝神代の人も、異相異形にましませとも、御心天地とひとしく、大慈大悲に照させ給ふ故、御神徳極りなく、天下泰平に、国民も安穩に、よろつ世かけて目出度候。今とても不具異相にて生れ候人の、如何成智恵才覚の能き人にて可有之哉も不相知候。たとひ然もなく、一生親の■■■⁽⁸⁰⁾に相成とても、縁有りて生れ来るを、捨殺すと申理は、努々無御坐候。不具異相成ル子を持候は、全恥にて無御坐候。養育を専に心【五五三：】遣致候は、慈悲ある親とこそ被存候。焼野の雉子夜の鶴、子を不悲は無之候。人として子を捨殺候儀、鳥類にもおとりはて、浅間鋪事に候。】⁽⁸¹⁾

と記述されている。忍照は、「不具」や「異相」の生児、つまり身体の構造面で明らかな形態異常や不全をもつ〈障害児〉や〈奇形児〉を産んだことが親にとって「恥」であるということを理由に、親がその子を捨てたり殺したりすることを、道理的に断じて許し難い卑劣な行為として非難している。また、生まれつき「不具」や「異相」の形態である者の生命価値については、故事にある中国古代の文化英雄、さらに日本神代の頃の人物にも、「異相」・「異形」でありながらも、限らない利他的な徳を備えた存在であり、何代にもわたり国と民に安泰をもたらした者がいたことから考察すると、それらの者と同様に、現在においても、「不具」や「異相」の身体で生まれた子であっても、何らかの「知恵」や「才覚」を有する「能き人」、つまり有能な人物、家族にとっても社会の場においても有益な存在になる場合もあるかも知れないという指摘を残している。例えの通りでなくとも、そういったような子たちが一生、親の面倒になったとしても、どんな子でも「縁」があって生まれてきたので、捨てたり殺したりする道理は決

してあってはならないとし、それ以上に、「不具」や「異相」の子を持つことは全く「恥」ではなく、我が子の養育に専心する親は、まさに「慈悲ある親」であると思われており、「焼野の雉子、夜の鶴」⁽⁸²⁾という言にもあるように、我が子を自分よりも大切に思わない親、我が子の苦難を取り除いてやろうとしない親は無いため、自然の道理に適うものなので、人として子を捨てたり殺したりすることは、鳥類にも劣る浅ましい行為であるとも記している。忍照にとっては、〈障害児〉や〈奇形児〉とは「恥」を体現する存在ではなく、「不具」や「異相」であっても、親として子どもの養育は当然の義務であると、当事者の親に教え諭そうとし、「不具」や「異相」の産子の捨て子と子殺しの防止、それらの養育に努めていた。

忍照と同様に、大拙東華(オオデ トウカ)著『斎諧俗談(さいかいぞくだん)』(宝暦8(1758)年刊)の巻之二⁽⁸³⁾、「倚人(かたわ)」の節(その十五丁)及び「異相人(いそうのひと)」の節(その十六～十七丁)において、生まれながらの事例も含め、いにしへの昔から安土桃山の頃にかけての日本と中国、両国の長い歴史の中に伝えられてきた忠君や武名の誉れとして名を残すことができた十数人の〈障害〉や〈奇形〉を有した人物が紹介されている。

イ) 防止策としての民衆教化

日宣と忍照の著作からもわかるように、江戸後期になってからは、僧侶の側で、民衆教化の努力によって当時の捨て子・子殺しの問題の解決に寄与しようとする事例を見出すことができる。それらの行為防止の手段の一つとしては、勸化本が使用され、それらの中には、親の側において〈障害児〉や〈奇形児〉を出来る限り養育する責務が重要視されていたことを示す記述も残されている。浄土宗の僧、念阿純称(読み方不明・生没年不詳)が著した勸化本『放生(ほうじょう よろこびぐさ)』(文化13(1816)年刊)では、

【史料 XVII.】

「【十三丁:] 又殺生(せつしやう)せし者(もの)は、【中略】、或(あるい)は片輪(かたわ)の子(こ)を産

(うみ)、【中略】、殺生(せつしやう)の報(むくひ)、実(まこと)に恥(はつ)かし、【中略】、【十四丁:] 備中(びつちゆう)の国(くに)の百姓(ひやくしやう)某(なに)がし、鳥獸(とりけもの)を殺(ころ)して活命(くはつめ)うとす、一女子(ひとりのむすめ)あり、人並(ひとなみ)に生(むま)れ附(つき)しが、年(とし)の行(ゆく)に随(したがふ)て、目鼻(めはな)もうせ【※失せ】、耳口(みくち)も悉(ことごと)くなくなりて、共(その)顔(か)を大(おおい)なる瓢(ひさご)の如(ごと)し、唯(ただ)手足(てあし)のみあり、宝暦(ほうれき)十二年或(ある)旅人(たびびと)其(その)家(いへ)に一宿(いちしゆく)せしが、かの娘(むすめ)を見(み)て疑(したがふ)て問(と)へば、父(ちち)のいふには、殺生(せつしやう)せし報(むく)ひにてかゝる恥(かつ)かしき【ママ】子(こ)を持(もち)候也、年(とし)は十七歳(さい)なりとて、涙(なみだ)を流(なが)しけり、旅人(たびびと)又(また)尋(たづね)けるは、此(この)子(こ)口(くち)なきに食事(しょくじ)は何(なに)とせらるゝと、父(ちち)のいふには其(その)事(こと)こそかなしけれ、食事(しょくじ)は天窓(あたま)に粥(かゆ)をかすれば、鳥(とり)の嘴(くちばし)出(いで)て喰(くら)ひ、食事(しょくじ)訖(おは)ればまた元(もと)の如(ごと)しと語(かた)る、実(まこと)に怖(おそろ)しき報(むくひ)なり、業報(ごうほう)とはいひながら、かゝるかなしき子(こ)を持(もち)たる親(おや)の心(こゝろ)こそかわゆける、我(わが)命(いのち)の有(ある)内(うち)は、ともかくもして養(やしな)ふべし、我(わが)なき跡(あと)には誰(だれ)か此(この)子(こ)を養(やしな)はんなど思(おも)ひたらば、身(み)も碎(くだ)けりばかり悲(かな)しかるべし、南無阿彌陀佛(なむあみだぶつ)南無觀世音菩薩(なむくわんぜんぼんぼつ)、かゝる類(たぐ)ひを救(すく)ひ【ママ】給(たま)へ」⁽⁸⁴⁾

と、〈因果応報の道理〉の説示で、宝暦年間、備中国において獵師を営んでいた、ある百姓の家の十七歳の娘は、「人並(ひとなみ)」、つまり、〈健常〉・〈健全〉な身体で生まれたが、生まれてわずか数年以内に頭も顔も極度に變形し、その基本的な機能の殆んどを失って〈重度障害〉と考えられる状態に陥ってしまい、常に介護を必要とする者として描かれている。

娘がそのような状態に陥ったのは、「殺生(せつしやう)せし報(むく)ひにてかゝる恥(かづ)かしき[ママ]子(こ)を持(もち)候也」と、父親はその責任を自分に課さなければならないと観念し、「実(まこと)に怖(おそろ)しき報(むくひ)」であっても、親としてその娘を可愛いと思ひ、生命がある限り養う義務を必ず果たさないといけないと強調している。しかし、百姓夫婦が亡くなったら、誰がその娘の命を守り支える役割を担えるのかという心配が強く表明され、頼める人が他に一人も居ないのであれば、念仏を唱えて仏の救いを求めることしかできないという嘆きから、〈重度障害〉を有する者にとって身寄りが亡くなることは、実生活の上で、遅かれ早かれ必死になってしまうことを意味する場合もあったと推測でき、村落共同体など近隣住民、世間の人びとに助けを訴えるため、すなわち〈共助〉の理念を広めようとする目的で作成された箇所であると考えられる。

さらに、当時の僧侶たちから用いられたもう一つの手段として、在家の家庭における日常勤行のために、和語をもって歌謡の形で、説教の内容を分かりやすく執筆された和讃が数多く残されており、特に幕末期の浄土真宗本願寺派の僧、橘義天(タチバナギテン、1815年～1875年)が創作した『捨子教誡乃謡(すてごきょうかいのうた)』(文久元(1861)年刊)には、そういった努力が見受けられる⁽⁸⁵⁾。本論に重要な事例として、僧の義怡(戒名のみ記載あり、年代・宗派不明)によって書き残された『〈諸悪莫作諸善奉行〉延命子育和讃(しよあくまくさしよぜんぶぎょう えんめいこそだてわさん)』(刊年不詳)では⁽⁸⁶⁾、親の子どもに対する養育義務の論理的必然性が説かれており、なぜそういったような義務があるのかということ、「【一丁:]一切衆生(いっさいしゆぜう)はことごとく、天地(てんか)のとくをそなふれば、しやうあるものをたすくるは、三つのおしへにかのうとぞ」との指摘がなされている。親が如何なる理由を上げても、子を殺したり捨てたりすることは、「【四丁:]非道(ひどう)の業(わざ)の最たる行為で、必ず今生や来世にて報いとして罰を受けることになり、さらに、「【四丁:]十(と)いつゝの罪よりも、我子(わがこ)を殺(ころ)す重(おも)きとが【※咎】」と、子殺

しとは、犯した親が救いの無い「【四丁:]無間(むけん)[地獄]」に墮ちるほど、〈十悪・五逆〉よりも深重な「【三丁:]邪見(じゃけん)」の罪だと戒められている。その終には、「【五丁:]かゝる謂(いわ)れを聞くからは、[中略]、今(いま)より後(のち)を改(あらた)めて、必(かならず)子返(こかへ)し致(いた)さじと、将来(しょうらい)子孫(しそん)へ云伝(いいつた)へ、養(やしな)ひ兼(かね)て捨(すつ)る子や、【六丁:]人目(ひとめ)を愧(はづ)る隠(かく)し子(こ)も、殺(ころ)さで養(やしな)ひ育(そだて)よと」とあり、何らかの困難のため扶養できず、捨てるより他にない子や、親の世間体に〈恥〉となるような、人目から隠そうとしている子をも、養育するよう記されている。また、そういった子たちの内に、〈障害児〉や〈奇形児〉も含まれていると考えられる。

六、悪行への教訓、善根への道

A) 浮世草子にみる教訓

忍照の著にある通り、親子の間の「縁」という概念により、〈遺児〉の遺棄が非常に卑劣な行為として罪悪視されてきた事例が他にもあり、例えば、浮世草子作者の八文字屋自笑(ハチモンジヤ ジシヨウ、生年不詳～1745年)が著した『愛護初冠女筆始(あいごういこうぶりおんなふではじめ)・一之巻』(享保20(1735)年刊)には、酒屋を営んでいる郷士夫婦の田畑之助と椅子との間に、「猿」の身体で生まれた〈異形の子〉についてのエピソードがある。

【史料 XVIII.】

「【十二丁:]夫婦(ふうふ)の中に子なきを歎(なげ)き。山王へいのりし所に。早速(さつそく)納受(なうじゆ)有て。程なく女房懐胎(くわいたい)し。当(あた)る十(と)月に平産(へいさん)せしが。人間(げん) [ママ]にてはあらず。手白(てじろ)の猿(さる)をうみければ。夫(おつと)田畑(たはた)之助人のしらぬ間(ま)に。指殺(さしころ)して捨(すて)んと【十三丁:]せしを。女房椅(いす)子のうちより嘆(なげ)きていへるは。たとへ畜生(ちくせう)にもせよ。親子(おやこ)となるは過去世(くはこせ)よりの縁(ゑん)成(な)べし。たまゝ、此世(うま)へ生(うま)

れ出しものを。殺(ころ)さんとは邪見(じやけん)の
 仕業(しわざ)。野山へ捨(すて)はしたまふ共。命は
 たすけてやりてたべ。是につけてもあさましき
 はわがみの上。生れしものゝ科(とが)にはあ
 らず。わらはゝ名ある武士(ぶし)の浪人(らうにん)の
 娘成しが。親のたすけに風呂屋の湯娜(ゆな)奉
 公をつとめ。おほくの人の垢(あか)をかきて。風
 呂やの猿(さる)といやしめられしが縁(えん)にて
 かありぬらん。こなたとなじみてかく夫婦(ふう
 ふ)に成参らせしが。誠(まこと)に念は生を引と
 やらんにて。風呂屋の猿とよばれて。あまたの
 人をたらし来りしむくひにて。猿をうみし宿業
 (しゆくごう)の程こそあさましけれ。我子とあれば
 世間(せけん)の人へ恥(はづかし)く。手飼(てがい)の
 程と思ひて。今しばらくやしなふて給はれと。
 涙をながしかきくどきければ。田畑之助も産婦
 (さんぶ)が歎(なげき)つよくば。血(ち)やあがりぬ
 らんと思ひなをして。ぬいたる刀を鞘(さや)にお
 さめ。手飼のごとくにして差置(さしをき)ぬれば。
 人間におとらず女夫(めおと)へ心を付て給仕(きう
 じ)しければ。なじむにしたがひ不便(ふびん)まし
 て。手白(てしろ)ゝゝとよびて愛(あい)しける。』⁽⁸⁷⁾

一見すると、奇談のようにみえるが、当時、捨て子
 や子殺しの事象が顕在化していったという背景から
 考察すれば、このエピソードには、民衆を教化しよ
 うとし、それらの悪行を改めさせようとする強い啓
 蒙的な意味を読み取ることができるだろう。「猿」と
 いうのは人間によく似た生き物であっても人間では
 ない存在で、〈通常〉(・〈健常〉・〈健全〉)とは異なる
 状態で生まれた〈異児〉、つまり〈障害児〉や〈奇
 形児〉を形容する比喩としても機能しているように
 思える。このような解釈の根拠は、十善戒に基づく
 民衆の教化を目指した真言宗の僧、慈雲飲光(ジウ
 ン オンコウ、1718年～1805年)が著した『人となる
 道』(天明元(1781)年刊)の「第六 不悪口」の章
 より、庶民の間では、あらゆる〈障害〉のある「人
 を畜生に比[する]」⁽⁸⁸⁾悪習が存在していたことがう
 かがえ、また、天台宗比叡山正覚院の僧、豪恕(ゴ
 ウジョ、1733年～1824年)が安永年頃からの慈雲師
 による十善戒についての法語を編集した『十善法語

(じゅうぜんほうご)』(文政年間刊)「第六 不悪口
 戒」の章より、「形不具足(ふぐそく)ナル者ヲカタハモ
 ノト云類」の人びとが「猿ニ比シ、[中略]、毀咎(き
 し)」⁽⁸⁹⁾されていること、悪し様に動物と同様な存在
 と見下され、〈非人間視〉されていたことが明らかで
 ある。これらにより、江戸時代の人びとの間で、そ
 の「猿」の子の意を〈障害児〉や〈奇形児〉と捉え
 る読み方もできることがよく理解されていたと推測
 できる。

父親の田畑之助がその「人間にてはあらず」〈異
 児〉を、「人のしらぬ間に」刺し殺して捨てようとし
 たことに対して、母親の椅子が嘆きの声を上げるこ
 とから、彼女が親として抱えている捨て子及び子殺
 しをめぐる特定の〈罪悪感〉、または〈養育義務感〉
 を読み解くことができる。椅子にとって、親となる
 ことは、前世の因縁が今世になって結んだ果報で、
 親子の関係は過去生の因縁によって繋がっているも
 のとする宿業説が挙げられていると同時に、自分が
 産んだ子が〈異児〉ではあっても、この世に生きと
 し生けるものを殺すことは「邪見の仕業」、我が子を
 殺すことは禽獣さえしない、因縁の道理を外れてい
 る邪まな見解から生じる、人として畜生にも劣る酷
 悪・非道な行為という他はなく、人間以外でも一切
 の衆生、すべての命を尊いものとする生命価値観が
 認められる。更に、殺さず捨てるとしても、すべて
 の有情の命を守護・救済する義務があるという見地
 より、その〈異児〉の命だけは奪わないように夫の
 田畑之助に懇願している。また、その子が〈異児〉
 で生まれたことを、〈因果応報〉の原因説に基づい
 て、「あさましきはわがみの上。生れしものゝ科には
 あらず」と、親が犯した悪行の結果とし、その罪業
 を子に被せて遺棄してはいけないとある。椅子の場
 合、「猿」の子を産んだことは、自身が武家の娘とし
 て生まれたものの、浪人の貧しい暮らしのせいで、
 「親のたすけに」、「湯娜」として汚らわしい仕事
 をし、「風呂やの猿」と虐げられていたことと関係す
 るのではないかと、彼女が背負う宿業の転成について、
 自分が過去に蒔いた因果の種がその子の方に芽が出
 た結果として解釈されている。その「猿」の子を殺
 したり、捨てたりはせず、我が子とするなら世間に

対して「恥ずかし [い]」ことであっても、先ずは「手飼の程と思ひて」養育することを試みてみようといった妻の言葉を聞いて、田畑之助はその子を殺すことを思い直した。さらに、「猿」の子を〈障害児〉・〈奇形児〉の喩えとして捉えると、「人間におとらず」は〈健常〉の子どもと変わらず、ということになり、そのように夫婦への心遣いを持って給仕したため、長く一緒に暮らすにつれ、次第に情が移り、可愛がるようになったというところで噺が終わる。

上記の史料は文芸作品であり、実録的な史料ではないが、浮世草子に載せられた奇談の翻案を通じて、民衆の側における〈通常〉とは異なる子どもの捨て子や子殺しに対する問題意識を高めるための手段として意義を有するものでもあったと考えられ、「異児」の遺棄を悪罪視する、それらの子どもに対して遵守すべき保護・養育義務に関わる道徳的観念と、それに対応する倫理的教訓が導かれているものであるともいえるであろう。

B) 瓦版にみる善根への道

江戸時代において、子どもの〈障害〉や〈奇形〉が〈業報〉によるものと思われた場合、捨て子の外に、如何なる〈悪業〉の因縁を断ち切り、〈善業〉の種を蒔き、〈善根〉の身を得る方法があったのかについて、例えば、下記の瓦版（無題・出版年不詳・江戸中期頃と推定される）に事例が取り上げられている。

【史料 XIX.】

「此者、生は濃州美濃たにくみ【※谷汲】の宿おわりや【※尾張屋】、源蔵むすめおさよ、当年十七才になり、先祖はむけんのかね【※無間の鐘】をつき⁽⁹⁰⁾、今は宿やをいたし、あまた西こくじゆんれい【※巡礼】のはらをほし少々のしよくをいたし、其むくいにて壱人のむすめあたまはげぼう【※外法・「上が大きく下が小さい頭」の意】、両の手はうしつめ【※牛爪】、足はくまつめ【※熊爪】と生て、それゆへたにくみ近所にて此むすめをくまむすめと申也、それゆへ西国四国ちゝふばんとう、諸国れいしやれいふつ【※靈社靈仏】をめぐり、何とぞみらいたすかり度

なかいにて、諸人にかほをさらし、二世あんらくのため也⁽⁹¹⁾

生まれながらに身体的及び知的の両面において多様な重度の〈障害〉を持っていたと考えられる美濃の宿屋の娘、おさよは、十七歳の頃、手足の不自由でありながらも、「二世安楽のため」、西国三十三観音巡りなど、諸国寺社への参詣の旅をしているという出来事について紹介されている。おさよが重度の〈障害〉を持って生まれてきたことは、先祖の〈業報〉の体现、過去の〈業因〉によって招き起こされたものと観念されているが、彼女の親はその娘を捨てず、それでも養育したということがうかがえる。捨て子によって過去世から現世に受け継がれた因縁を断ち切ることの代りに、「諸人にかほをさら [す]」ことでその〈悪業〉を晒す様子が描かれている。「二世安楽」とは、諸寺社への参詣の功德を以て、「今世」において悩み苦しみの日々が続くとも、「来世」は極楽浄土へ往生することが必定であるとして、死後に是非とも救ってもらえるとの〈安心（アンジン）〉を得ることにより、そういった「楽」しみ・〈安楽（アンラク）〉があるからこそ、心「安」らぐ生活を送ることができるための、在家の人でも実践できる〈善業〉を積む行為として解釈できるだろう。

結論

本論では、〈障害児〉の遺棄をめぐり、研究史を整理した上で、近世中・後期にそれへの言説が見られてくることに着目して、その思想的な流れを解析した。

ヒルコ神話で描かれている捨て子をめぐり近世の認識については、その事例は、富士谷御杖の著作にある通り、一方では、「国益」の概念を軸とした「人材を試みる法」の示す、実生活で〈障害児〉の出産や幼児が重篤度の慢性的かつ不可逆的な病態に陥ることに対して親が取るべき態度の手本として捉えられていたが、他方では、英智院日宣のような、その真似を厳しく非難する声も確認でき、人倫と道德上の問題として、その神話の社会思想的・イデオロギー的意義が明らかになる。以上に紹介した史料の全体から見れば、実生活の場においては、「不用」も

しくは「異常」の新生児や小児の遺棄、または命を奪う事に対して、肯定から否定に至るまで様々な立場が認められる。

〈障害児〉や〈奇形児〉に対する養育・扶養の問題以上に、前述の史料にも度々現われてくるように、特に人の前で「恥」をかかされるおそれが捨て子や子殺しの最も有力な動機として論じられてきた。しかし、それに対して、名主の宮負定雄にあるように、「恥」へのおそれを捨てて、神から賜ったものなので、すべての命を大切に思い、どんなに辛くとも、親としての義務からどのような子でも養育し、自助が不可能な場合、共助の義務により、共同体の相互扶助が必要とされている側面もみえる。当時の捨て子論、さらに「間引き」など子殺しにまつわる理論は、先行研究で主流であった単に「排除の歴史」としてだけではなく、それぞれの立場からの主張は他面的な様相を示すものであり、その一面のみを捉えた批判は決して適切ではない。

また、御杖と日宣、さらに定雄との間の共通点といえば、女神が「陰陽の道理」、つまり〈夫唱婦随〉という倫理法則を犯したことが原因説として挙げられ、全責任を女性のみを負わせる傾向が強い。一方で、〈因果応報の道理〉に基づいた当時の原因説では、農業の傍ら不殺生の戒を犯す猟師や漁夫をも生業にしていた父親の仕業と記載された事例をも多く確認できるため、特に母親をスティグマ化させていく傾向がみられず、「因果応報」の説に沿って解釈されていた〈障害児〉・〈奇形児〉出産の責任の問題には、ジェンダーの次元が示されていない。

当時の〈胎教〉論においても、子どもが「片輪」や「不具」などの身体、先天的に身心に不全や不良がある状態で生まれる主因は、産婦の「不訓」、惣領をはじめ、健全な子を産む義務のある妊婦としての役割より遵守すべき「胎教」の道義から離れた、「胎教の道」を涵養しない母親の不身持ちの仕業とした解釈は、当時の女性差別的思考の理論的支柱のひとつとして機能していたことが推察できる。

忍照と八文字屋自笑による著作からは、捨て子や子殺しによって親子間の「縁」を断ち切ることを、〈人道〉だけでなく、〈自然の道理〉にも反した、人として獣畜にも鳥類にも劣る〈非道〉な行為とみな

されるほどの罪悪視が読み取れる。しかし、そのような意識がどの程度、当時の庶民社会に浸透し、庶民の間でも罪意識や罪悪感・罪責感が存在していたのかは、本論とは別の問題であり、その解明は今後の検討課題である。

〈障害児〉や〈奇形児〉に対する生命価値観については、忍照には、「不具」や「異相」の子でありながらも、社会ないし親にとって何らかの生き甲斐のある存在に成長していく可能性、あるいは「猿」子夫婦のように、「異児」ではあっても、最初に思ったより可愛がることできる、純粋にある通り、親として我が「片輪」の娘を可愛いと思い、是非大切に育てようとするというような親子関係になる可能性も指摘されている。

また、一方では、勸化本などの通俗的仏書を通じて、〈因果応報の道理〉の枠組みに拠って、江戸期の仏教において説き続けられていた宿命論的な宿業観に基づいた〈障害〉観を、〈障害児〉らが親から遺棄されるようになった主因の一つとして認められるが、他方では、親にそういったような子どもに対しても養育を果さないといけない義務があるということを説得しようとし、子を捨てたり殺したりするとは別の道に導こうとしていた人物の中には、宗派を超えて僧侶が多く見られる。また、「二世安楽」を祈願したおさよの事例に明確な通り、〈現益〉と〈当益〉、つまり現世と後世に受ける二種の利益の教義を中心とする浄土系の教え、浄土信仰のもとでは、必ず救うという仏の慈悲に抱かれながら、どんな苦悩にも耐えて生きていけるというような信念に基づいた生命観が庶民の間でも存在し、それらの子どもの命を守る拠り所にもなったことがうかがえる。

本論では、〈遺棄〉の事象を中心としたこれまでの〈排除論〉から、〈障害児〉や〈奇形児〉にまつわる認識が江戸中・後期において、より多面的なものであったことを提示しようとした。多面的なあり方の構造、例えば、国学者、仏教者の立場の違いや、宗派・階層の差異など、細かな分析による解明は今後の課題としなければならない。しかし、近現代の〈障害者〉観が、近世、とくにその中・後期における多面的なあり方とどのようにつながり、またつながら

ないのか。本論の見通しとしては、前近代の〈障害者〉観と近代の〈障害者〉観との連続・不連続を、近世の多面的なあり方から解析していく視座の提示、と考えたい。

注

- (1) 横田 弘 1979年『障害者殺しの思想』JCA 出版、20-21頁。
- (2) 横田注 (1) 論文、同頁。
- (3) 岡原 正幸 2012年「制度としての愛情——脱家族とは」(安積純子、岡原正幸、尾中文哉、立岩真也 編『家と施設を出て暮らす障害者の社会学』生活書院、119-157頁)、132-133頁。
- (4) 岡原注 (3) 論文、同頁。
- (5) 山本 正志 2005年『ことばに障害がある人の歴史をさぐる』文理閣、5-6頁。
- (6) 生瀬 克己 1989年『近世日本の障害者と民衆』三一書房、46-47、54頁；1999年『日本の障害者の歴史——近世編』明石書店、56頁；高野 信治 2015年『「障害者」への眼差し——近世日本の人間観という観点から』(荒武 賢一朗 他 編『日本史学のフロンティア 2：列島の社会を問い直す』法政大学出版局、107-141頁)、108-109頁；2018年「近世仏教説話にみる『障害』」(『九州文化史研究所紀要』第61号、55-103頁)、56頁。
- (7) 川村 邦光 2006年『巫女の民俗学——『女の力』の近代』青弓社、90頁。
- (8) 横田 則子 1994年「近世都市社会と障害者——見世物をめぐって」(塚田孝 他 編『身分的周縁』部落問題研究所出版部、529-562頁)、553頁；生瀬 克己 1999年 前掲書 (7)、31-36、47-49頁；愼 英弘 2017年「障害者の歴史試論——本質と副次——」(『四天王寺大学大学院研究論集』第11号)、5-6頁。
- (9) 新村 拓 1996年『出産と生殖観の歴史』財団法人法政大学出版局、251頁。
- (10) 新村注 (9) 同上書、同頁。
- (11) 井上 正一 1971年「不具の子を捨てる民俗——靈異記の民俗史料——」(『日本歴史』、第282号、93-99頁)、94頁。
- (12) 井上注 (11) 論文、94-95頁。
- (13) 荻野 美穂 2003年「墮胎・間引きから水子供養まで：日本の中絶文化をめぐって」(赤坂 憲雄 他 編『いくつもの日本Ⅳ：女の領域・男の領域』岩波書店、所収)、232頁。
- (14) 福島 秋穂 1967年「ヒルコ神話をめぐって」(早稲田大学国文学会 編集『国文学研究』、第36集)、34頁。
- (15) 沢山 美果子 2017年「江戸の子どもたち——いのちを繋ぐ——」(『児童青年精神医学とその近接領域』、第58巻第4号)、503頁。
- (16) 雄山閣編輯局 著；本多 辰次郎；花見 朔巳 監修 1932年「捨子：捨子の原因は不義貧困のみに非ず」(『異説日本史・第15巻：社会篇』長坂金雄発行、所収)、132頁。
- (17) 生瀬 克己 1989年『近世日本の障害者と民衆』三一書房、117頁。
- (18) 前掲書 (17)、82-83頁。
- (19) 徳田 彦安 1928年「徳川時代に於ける捨子の原因に就いて」(『社会学雑誌』、第五十五号、73-86頁)、73頁。
- (20) 徳田注 (19) 論文、74頁。
- (21) 同上論文、73-74頁。
- (22) 同上論文、75頁。
- (23) 同上論文、77-78頁。
- (24) 同上論文、84頁。
- (25) 佐藤 満洋 1985年「幕法と藩法の研究——幕藩への諸藩の対応について」(『大分県地方史』第119号)。
- (26) 本庄 榮治郎 1932年「福岡藩の育子策について」(『経済論叢』、第34巻第5号)；松枝 茂 1943年『会津藩の人口政策』山一書店。
- (27) 森 納 1985年「近世、因伯における墮胎、捨て子の悪習」(『日本医学史雑誌』、第31巻第2号)、230-231頁。
- (28) 長島 淳子 2007年「小農の「家」経営と子どもの養育」(『歴史評論』、2007年4月号・第684〈特集：子育ての歴史〉)、18頁。
- (29) 大喜 直彦 1999年「中世の捨子」(『日本歴史』、第615号)、23頁。
- (30) 大喜注 (29) 論文、同頁。
- (31) 同上論文、25頁。
- (32) 同上論文、23頁。
- (33) 同上論文、20頁。
- (34) 同上論文、21頁。
- (35) 同上論文、注 (34) 同頁。
- (36) 同上論文、27頁。
- (37) 小田 葵 2013年「中世の捨て子論」(『玉藻』、第47号)、113頁。
- (38) 小田注 (37) 論文、118頁。
- (39) 同上論文、122頁。
- (40) 生瀬 克己 1988年『障害者だから不幸なのか』三一書房、82-84頁。
- (41) 森山 茂樹；中江 和恵 共著 2002年『日本子ども史』平凡社、239頁。
- (42) 花田 春兆 1997年『日本の障害者——その文化史的側面』中央法規出版、107-108頁；佐藤 陽子 2005年「障害児保育 特別な援助を必要とする子どもの保育の歴史——寺子屋時代から今日まで——」(『尚絅学院大学紀要』、第51集)、12-14頁。
- (43) 山本注 (5) 前掲書、6頁。

- (44) 神谷養勇軒による『新著聞集(しんちよもんじゅう)』の「奇怪篇第十」の章、延宝六(1678)年に大阪道頓堀の芝居に出された「異形の赤子」についての記述にある通り(田山 花袋: 柳田 国男 編・校訂 1903年『近世奇談全集』博文館、136頁を参照)。
- (45) 例えば、貝原益軒著『朝野雜載(ちょうやざっさい)』の巻之八に記録された、寛文の頃、筑前国福岡城の付近に発見された結合双生児の遺体(益軒会 編 1911年『益軒全集・巻八』益軒全集刊行部、352頁を参照)。
- (46) 史料において一部の漢字に付けた丸括弧内の読み仮名は原本の振り仮名に従い、本文中の意味が曖昧な文言の解釈には隅付き括弧内の米印を付した。なお、史料は原文の旧字体を新字体に変換し、縦書きの書式を横書きに改めた。
- (47) 早稲田大学古典籍総合データベース〈へ13_00115_0005〉[https://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/he13/he13_00115/he13_00115_0005/he13_00115_0005.html (2021年1月19日閲覧)]、コマ22。本稿では、史料引用にあたり、適宜、読点を付した。なお刊本史料の場合は、原則、それに従った。
- (48) ロシア語からの和訳は木村 政伸 1995年『資料にみる近世教育の発展と展開』東京法令出版、15頁によるもの。
- (49) 本論文執筆者所有。
- (50) 新日本古典籍総合データベース DOI 10.20730/100180961 [<http://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100180961> (2021年1月19日閲覧)]。
- (51) 新日本古典籍総合データベース DOI 10.20730/100175051 [<http://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100175051> (2021年1月19日閲覧)]。
- (52) その受容史や解釈の変遷史について詳細は、劉 福德 1997年「蛭子考」(『比較民族研究』、第15号(6))及び中村 一基 一九九一年「童子神の変容——水蛭子から夷三郎殿へ——」(『岩手大学教育学部研究年報』、第51号(1)、21-3頁)を参照。
- (53) 山口 佳紀; 神野志 隆光 校注・訳 2004年『新編日本古典文学全集(1): 古事記』小学館、33-35頁。
- (54) 小島 憲之 他 校注・訳 2003年『新編日本古典文学全集(2): 日本書紀(1)』小学館、38-39頁。
- (55) 中村注(52)論文、20-19頁。
- (56) 本居 宣長 編・著; 本居 豊頌 校訂; 本居 清造 再校訂 1926年『本居宣長全集: 古事記伝 神代之部』吉川弘文館、194頁。
- (57) 白石良夫氏は蟠龍の『廣益俗説辨』を「啓蒙的考証隨筆」としている。(白石 良夫 1986年「井沢蟠龍の著述とその周辺」(『近世文藝』、第45巻)、1頁。)
- (58) 国民文庫刊行会 編・校訂 1912年『廣益俗説辨(全)・大和事始(全)』平井登発行、52頁。
- (59) 御杖は、筑後国柳河藩立花氏に仕えた国学者富士谷成章の長子として京都に生まれ、父のもとで幼い頃から歌学や国語学を修め、父親の後任として柳河藩の京都留守居役を務めながら、生涯国学の研究を続けた。西田直敏氏によれば、御杖は「神代を史実、実録として扱った」本居宣長に対抗して、「人情世態の比喩的表現乃至象徴的表現」として日本の神話に新しい解釈を加え、御杖の著した『古事記燈』は宣長の『古事記伝』への批判の書としてみなされている。(西田 直敏 1985年「『自敬表現』研究史(一)」(『甲南女子大学研究紀要』、第22号)、144頁。)
- (60) 国民精神文化研究所 編 1936年『富士谷御杖集・第一巻』国民精神文化研究所発行、204-205頁。
- (61) 詳細は、藤田 貞一郎 1998年『国益思想の系譜と展開——徳川期から明治期への歩み』清文堂。
- (62) 本書は、『古事記』の上巻「神代の巻」の解説書として執筆されたものである。(磯部 忠正 1969年「富士谷御杖の『神』」(『哲学会誌』、第1号、10-58頁)、18頁。)
- (63) 注(60)前掲書、412頁。
- (64) 日宣については、これまで研究の対象として注目されてこなかったため、詳細はまだ明かされていないが、ロンドン大学の日本宗教史研究者のルチア・ドルチェ氏によると、日宣は法華經に基づく神仏習合の教理を説いた法華神道の布教に努めた僧侶であり、仏教を敵視した神道思想家の側から仏教を日本の人民を神々の恩恵から外れさせる迷信として批判する声が高まってきた中で、仏教の排斥を主張した神道説に反して、彼が日蓮宗内で形成された三十番神の信仰を中心とした神仏習合説を広く庶民に伝えることに力を尽くしていたとされている。(Dolce, Lucia (2003) “Hokke Shinto: Kami in the Nichiren tradition.” (In: Teeuwen, Mark; Rambelli, Fabio [eds.] *Buddhas and Kami in Japan: Honji Suijaku as a Combinatory Paradigm*. London: Curzon-Routledge, pp. 222-254), p. 237)
- (65) 新日本古典籍総合データベース DOI 10.20730/100181824 [<http://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100181824> (2021年1月19日閲覧)]。
- (66) 甲斐志料刊行会 編 1934年『甲斐志料集成(10): 教育・宗教』山梨労資新聞社、3頁によると、本書は刊本ではなく、筆録したものである。その内容は個人記録であると思われるため、庶民に伝える仏教教訓的なものとしては捉えられないと考えられる。
- (67) ドルチェ氏が「甲府問答」(“Kōfu debate”)としている出来事、参詣旅中であつた日宣が道中の法華寺でなされた法話のすぐ後に起こつたと推測される。(前掲書(64)、pp. 237-238)
- (68) 注(66)前掲書、271-274頁【※原本は、新日本古典

- 籍総合データベース DOI 10.20730/100202262 [http://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100202262 (2021年1月19日閲覧)], コマ65-73を参照】。
- (69) 定雄は国学者の平田篤胤の門人で、名主の家に生まれたことで農学者としても活躍し、自らの体験を元に『農業要集』(初編は文政9(1826)年刊)など様々な農書を著した。定雄にとって、村を治めている村役人の側には、村民を道徳的に教化する責務があるとし、名主としての義務の観念により、農業技術の改良、農業生産の振興に必要な知識を自ら習得して人びとに普及させることの他に、百姓の心得を説くことを通じて悪習慣を改善することにも力を注ぎ、村人たちを人倫の道に導くことも名主が果たすべき重要な役割としていた。藤田貞一郎氏が指摘した通り、天保2(1831)年に成立した『国益本論』と題する一書において定雄は〈国益〉の概念を論じ、「先国益は、天下の人民に道を教へて、且人種子を殖す事専一なり」という発想に基づき、大衆の改善教化を柱として「国の本」である農民たちの間で習俗化してきた墮胎や間引きなどの悪習慣をやめさせ、農産労働人口の増殖によって〈国〉の財政難を建て直し、財政力を豊かにすることを目指した(藤田貞一郎 1998年『国益思想の系譜と展開——徳川期から明治期への歩み』清文堂、47頁)。
- (70) 教育史研究者らの太田素子氏と水野恵子氏によると、定雄の意見では、彼の暮らした江戸後期の頃、全国それぞれの地域の農村が経済的にも道徳的にも「荒廃」の状態にあることを理由として、村人の中で子育てへの責任感を向上させる目的が明瞭に記されている『民家要術』は、親が生まれたばかりの子どもを捨てたり殺したりする行為が習慣的に広く行われていることは貧困や迷信の恐怖、または家族計画に関する意識のためであるという当時の百姓たちの生活実態を深く考慮した見解を反映するものとしている。(定雄の子育て論について詳しくは、太田素子；水野恵子 共著 1990年「近世農村社会におけるマビキ・墮胎の心性史的研究(Ⅲ)——下総国香取郡松沢村 宮負定雄関係文書を手がかりに——」(『日本保育学会大会研究論文集』、第43巻、368-371頁)を参照。)
- (71) 小野 武夫 編 1932年『近世地方経済史料・第五巻』近世地方経済史料刊行会、267-270頁。
- (72) 小野編同上書、270-271、273、278、305、311、319頁。
- (73) 同文館編輯局 編 1910年『日本教育文庫・女訓篇』同文館、340-344頁。
- (74) 三宅 秀；大沢 謙二 編 1917年『日本衛生文庫・第三輯』教育新潮研究会、200-204頁。
- (75) 同文館編輯局 編 1911年『日本教育文庫・衛生及遊戯篇』同文館、288-289頁。
- (76) 詳細は、生瀬注(17)前掲書、53-71頁を参照。
- (77) 井上 隆三郎 1979年『健保の源流：筑前宗像の定礼』西日本新聞社、243-250頁；宗像市史編纂委員会編 1999年『宗像町史 通史編(第二巻)：古代・中世・近世』宗像市発行、874-878、1046-1054頁；小山 一乘 2019年「国保の源流『定礼』制度創設背景の児童福祉『産子養育』管窺」(『佛教経済研究』、第48巻、25-48頁)、33-46頁。
- (78) 宗像市史編纂委員会注(77)前掲書、876頁。
- (79) 伊東 尾四郎 編・著 1944年『宗像郡誌・上編』深田千太郎発行、518-522頁。
- (80) 宗像市史編纂委員会注(77)前掲書、878頁によると「面倒」と記載されている。
- (81) 伊東 尾四郎 編・著 1932年『宗像郡誌・下編』深田千太郎発行、545-553頁。
- (82) 現代語研究会 編・著 2007年『日本語を使いさばく 故事ことわざの辞典』あすろ出版、419頁によると、「親が子を思う切ない心のたとえ。「雉子」は雉。雉は自分の巣がある野が焼けだすと、身の危険をかえりみずに子を救うために戻るし、鶴は霜の降りる寒い夜に子を自分の翼でおおうことから。」の意。
- (83) 九州大学讀本コレクション 貴重資料<411580> [http://hdl.handle.net/2324/411580 (2021年1月19日閲覧)]。
- (84) 新日本古典籍総合データベース DOI 10.20730/100240356 [http://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100240356 (2021年1月19日閲覧)]。
- (85) 島根県内務部 編・著 1912年『島根県旧藩美蹟』松陽新報社、258-276頁を参照。
- (86) 新日本古典籍総合データベース DOI 10.20730/200008548 [http://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/200008548 (2021年1月19日閲覧)]。
- (87) 新日本古典籍総合データベース DOI 10.20730/100067540 [http://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100067540 (2021年1月19日閲覧)]。
- (88) 同文館編輯局 編 1911年『日本教育文庫・宗教篇』同文館、579頁。
- (89) 加藤 咄堂 編・校訂 1931年『国民思想叢書：佛教篇・下』国民思想叢書刊行会発行、241-242頁。
- (90) 遠江国、佐夜の中山にあった曹洞宗の観音寺の鐘、この鐘をつくると現世では金持ちになれるが、来世では無間地獄に墮ちるといふ信仰の由来、俗信として江戸中期より広く庶民の間に流布していたことについて、詳しくは中山 太郎 1943年『信仰と民俗』三笠書房、134-149頁を参照。
- (91) 山本文雄 編・著 1978年『かわら版新聞 江戸・明治三百事件 I：大坂夏の陣から豪商銭屋五兵衛の最期』平凡社、120頁。